

令和 5 年度

福岡県包括外部監査の結果報告書

令和 6 年 3 月

福岡県包括外部監査人

公認会計士 諏訪原 功一郎

## 目次

<b>第1 包括外部監査の概要</b>	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件として選定した理由	1
4. 監査の方法	1
5. 監査の実施期間	2
6. 監査の実施者	2
7. 利害関係	3
<b>第2 監査対象の概要</b>	4
1. 福岡県における公社等外郭団体に係る政策の概要	4
2. 公社等外郭団体の推移	8
3. 監査対象団体	9
<b>第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見</b>	12
1) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	12
(1) 監査の結果及び意見の件数	12
(2) 監査の結果及び意見の一覧	13
2) (総合意見) 監査の結果及び意見	16
3) (各論) 監査の結果及び意見	17
1. (公財) 福岡県国際交流センター	17
(1) 外郭団体の概要	17
(2) 監査の結果及び意見	20
2. (公財) アクロス福岡	26

(1) 外郭団体の概要 .....	26
(2) 監査の結果及び意見 .....	29
3. (公財) 福岡県スポーツ推進基金 .....	32
(1) 外郭団体の概要 .....	32
(2) 監査の結果及び意見 .....	35
4. (公財) 福岡県生活衛生営業指導センター .....	39
(1) 外郭団体の概要 .....	39
(2) 監査の結果及び意見 .....	43
5. (社福) 福岡県厚生事業団 .....	50
(1) 外郭団体の概要 .....	50
(2) 監査の結果及び意見 .....	54
6. (公財) 福岡県リサイクル総合研究事業化センター .....	56
(1) 外郭団体の概要 .....	56
(2) 監査の結果及び意見 .....	60
7. (公財) 福岡県産業・科学技術振興財団 .....	67
(1) 外郭団体の概要 .....	67
(2) 監査の結果及び意見 .....	70
8. (公財) 水素エネルギー製品研究試験センター .....	72
(1) 外郭団体の概要 .....	72
(2) 監査の結果及び意見 .....	75
9. (公財) 福岡県農業振興推進機構 .....	79
(1) 外郭団体の概要 .....	79
(2) 監査の結果及び意見 .....	82

10. (公財) 福岡県水源の森基金 .....	84
(1) 外郭団体の概要 .....	84
(2) 監査の結果及び意見 .....	86
11. 福岡北九州高速道路公社 .....	92
(1) 外郭団体の概要 .....	92
(2) 監査の結果及び意見 .....	94
12. (公財) 福岡県下水道管理センター .....	96
(1) 外郭団体の概要 .....	96
(2) 監査の結果及び意見 .....	99
13. 福岡県住宅供給公社 .....	101
(1) 外郭団体の概要 .....	101
(2) 監査の結果及び意見 .....	103
14. (公財) 福岡県教育文化奨学財団 .....	107
(1) 外郭団体の概要 .....	107
(2) 監査の結果及び意見 .....	114

## 第1 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

#### (1) 監査のテーマ

公社等外郭団体に係る財務事務の執行及び経営管理の状況について

#### (2) 監査の対象期間

原則として令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）を対象としている。必要に応じて、左記以外の期間も対象としている。

### 3. 特定の事件として選定した理由

福岡県では、①県が基本財産の50%以上出資または出捐している団体、②25%以上の出資または出捐している団体で県の出資割合が最大でありかつ補助金等の財政支出を行う団体および③その他県の行政と密接な関連を有し、適切な指導が必要な団体を福岡県の公社等外郭団体と位置付けられている。県はこのような公社等外郭団体に人的または財政的支援を行い、一体となって施策を進めているものと推察される。

また、「福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱（以下、「指導要綱」という。）」に基づき、必要な範囲において、公社等外郭団体より業務状況の報告を受け、または、実地調査を行うなどの運営指導が行われ一定の成果が挙がっていると考える。

「福岡県行政改革審議会答申」を踏まえたうえで、令和4年3月に策定された「福岡県行政改革大綱」には、公社等外郭団体の適正な運営の確保が謳われており、県政として関心のある事項の一つと考えられる。

一方で、「福岡県財政改革プラン2022」によれば、高齢化の進行による社会保障費の増大や新型コロナウイルス感染症対策による財政調整基金等三基金の取崩し等もあり県の財政は厳しさを増しており財政改革が必要であることが記載されている。

このような状況下で、大部分が、県からの出資、出捐、補助金および委託費等により運営が行われている公社等外郭団体について、財務事務の執行を検討し、また、効率的な運営や自立した運営を行うため、どのように経営管理を行っているのかを検討することは意義があるものと考え、特定の事件（テーマ）として選定を行った。

### 4. 監査の方法

#### (1) 監査の視点について

##### ア. 県の指導、監督、助言等について

県（制度所管部署：行政経営企画課が行う担当課への指導等も含む）の公社等外郭

団体への指導、監督、助言等を行う体制は適切に整備され、有効に機能しているか。

イ. 県の人的支援・財政支出等について

県の人的支援、財政支出等は妥当であるか。

ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

監査対象とした委託料、補助金及び貸付金の執行管理は適切に行われているか。

エ. 公社等外郭団体におけるガバナンスについて

公社等外郭団体におけるガバナンス体制は、適切に整備され運用されているか。

オ. 会計処理及び資産管理等について

公社等外郭団体の会計処理は、一般に公正妥当な会計基準（各団体に沿った）に従っているか。資産管理等に関する規程等は適切に整備され運用されているか。

カ. 過年度に実施された包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

(該当ある場合)

過年度に実施された包括外部監査の指摘事項や意見に対する措置等は適切に行われ改善されているか。

## (2) 監査の方法について

- ① 公社等外郭団体の概要について、所管課に対してヒアリングを行い、関係資料等も閲覧した。
- ② 公社等外郭団体への県の財政的な支出について、所管課保管の書類（実績報告書等）の閲覧を行い、その後ヒアリングを行った。
- ③ 公社等外郭団体へ現地視察等を行い、施設の視察等を行った。
- ④ 公社等外郭団体を訪問し、会計資料、固定資産台帳等を閲覧した。
- ⑤ 過年度の包括外部監査等で指摘された項目等のその後の改善状況等に関して確認した。

## 5. 監査の実施期間

令和5年6月21日から令和6年3月31日まで

## 6. 監査の実施者

包括外部監査人	諏訪原功一郎	公認会計士
補 助 者	堀 芳 郎	公認会計士
補 助 者	外 山 啓 太	公認会計士
補 助 者	塩 塚 正 康	公認会計士、行政実務経験者
補 助 者	鈴 木 聰	公認会計士
補 助 者	水 城 寛 司	公認会計士
補 助 者	陣 内 岳	公認会計士試験合格者
補 助 者	山 口 真 彦	弁 護 士

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(本報告書の端数表記について)

本報告書の数値は、原則として、金額の単位未満及び比率の表示単位未満については、四捨五入している。そのため、文中や表中における内訳金額を加減した場合、合計金額と合致しない場合がある。また、公表されている統計資料等を使用する場合には、原則としてそのまま使用している。

## 第2 監査対象の概要

### 1. 福岡県における公社等外郭団体に係る政策の概要

#### (1) 福岡県総合計画（2022（令和4）年度→2026（令和8）年度）

福岡県は、将来の目指すべき姿を示すとともに、県政の分野ごとに実施すべき施策の方向性を示すべく、県政の総合指針として5年単位で総合計画を策定している。現在は、令和4年度から令和8年度までの5年間の「福岡県総合計画」が実施されている。

#### I 策定の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、人口減少・少子高齢化の進行、デジタル化・脱炭素社会への対応、グローバル化の進展、頻発化・激甚化する自然災害等、私たちを取り巻く状況は大きく変化しています。

また、世界の持続可能性を見据え、あらゆる人々が活躍する社会やジェンダー平等の実現等、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指したSDGsの考え方方が一層重要となっています。

このような中、福岡県を元気に飛躍させ、日本の発展を支えていくためには、世界を視野に置き、未来を見据えて目指すべき福岡県の姿を明らかにし、施策の方向を示していく必要があります。

そこで、本県では、これから県政を計画的に、そして着実に進めていくための指針として、「総合計画」を策定しました。

計画の目指すべき姿を実現するために、県民の皆様はもちろんのこと、県議会、市町村、そして商工、労働、農林水産業、医療、福祉をはじめとする様々な地域の関係者や団体の皆様と連携・協力しながら県政運営を行ってまいります。

#### II 計画の性格

県の目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となるものです。

なお、本計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に規定する地方版総合戦略（福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略）としても位置づけ、一体で取り組んでまいります。

（出所：福岡県総合計画 2022（令和4）年度→2026（令和8）年度）

福岡県総合計画の中で、「第4章. 展開する施策 VI. 計画推進の基盤づくり」の箇所に公社等外郭団体に関する記載がある。

#### 2 行政改革の推進

##### (1) 現状と課題

- ・県では、これまでに累次にわたり行政改革大綱を策定し、職員数の削減や本庁・出先機関の機構改革、公社等外郭団体の見直し、アウトソーシング（外部への業務委託）、歳入確保・歳出削減等に取り組んできました。

- ・現下の環境・課題として、次のようなものが挙げられます。
    - ① 社会経済情勢の変化（新型コロナウイルス感染症の感染拡大、少子高齢化の進行、社会のデジタル化、大規模災害の発生、ワンヘルスの重要性の高まり、SDGsに基づく取組の推進）
    - ② 厳しい財政状況
  - ・「福岡県総合計画」に基づく取組を実現するためには、施策を効果的に実施していく生産性の高い業務推進体制と強固な財政基盤が必要です。限られた予算・人員のなかで最大限の政策効果をあげていくため、行政改革に取り組み、行政運営の様々な分野における見直しを進めることで、県民ニーズにかなった行政サービスの提供と財政健全化を両立させていく必要があります。
- （2）取組の方向
- 2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までを計画期間とする「行政改革大綱」により、行政改革に取り組みます。

（改革の内容）

○ 生産性の高い業務推進体制の構築

複雑・多様化する行政ニーズのもと、新たな行政課題が次々に生じており、これらに的確に対応できるよう体制の強化を図っていく必要があります。一方で、県の組織・人員体制は、県民の目から見ても、常に効果的・効率的であることが求められています。

このため、限られた人材を「人財」として最大限活用できるよう、人材育成により個々の職員の能力向上を図り、効率的に配置していくことで、生産性の高い業務推進体制を構築します。

- ・最大限の成果を生み出す人材（人財）の育成・活用
- ・効果的・効率的な組織体制の整備
- ・公社等外郭団体の適正な運営の確保

（出所：福岡県総合計画 2022（令和4）年度→2026（令和8）年度）

（2）福岡県行政改革大綱（令和4年度→令和8年度）

さらに「福岡県行政改革大綱（令和4年度→令和8年度）」においては、4つの改革の柱のうち、「II 生産性の高い業務推進体制の構築」の具体的な改革事項として、次のような記載がある。

1 改革の位置づけ

県では、目指すべき福岡県の姿と県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となる新たな「福岡県総合計画」（計画期間：令和4年度からの5年間）を策定いたします。

この総合計画では、「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」を目指す

姿に掲げ、その実現のため、「世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する」、「誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる」、「感染症や災害に負けない強靭な社会をつくる」、「将来の発展を支える基盤をつくる」の4つの基本方向のもと、施策を総合的に展開することとしています。

「福岡県総合計画」に基づく取組を実現するためには、施策を効果的に実施していく生産性の高い業務推進体制と強固な財政基盤が必要となります。

「福岡県行政改革大綱」は、限られた予算・人員のなかで最大限の政策効果をあげていくため、行政運営の様々な分野における見直しを進めることで、県民ニーズにかなった行政サービスの提供と財政健全化を両立させ、「福岡県総合計画」が目指す県づくりを支えます。

## 2 改革の4つの柱

次の4つを改革の柱（大項目）とし、その柱ごとに具体的な改革事項に取り組みます。

- I 県庁DX（デジタルトランスフォーメーション）と働き方改革の推進
- II 生産性の高い業務推進体制の構築
- III 岁入・歳出の改革とガバナンスの強化
- IV 民間活力の活用と多様な主体との協働・連携の推進

（出所：福岡県行政改革大綱（令和4年度→令和8年度））

## II 生産性の高い業務推進体制の構築

複雑・多様化する行政ニーズのもと、新たな行政課題が次々に生じており、これらに的確に対応できるよう体制の強化を図っていく必要があります。一方で、県の組織・人員体制は、県民の目から見ても、常に効果的・効率的であることが求められています。

このため、限られた人材を「人財」として最大限活用できるよう、人材育成により個々の職員の能力向上を図り、効率的に配置していくことで、生産性の高い業務推進体制を構築します。

### ■ 基本的な考え方

#### 3 公社等外郭団体の適正な運営の確保

公社等外郭団体は、県行政の機能を補完し、公共的な事務事業を実施させるために県が設立した団体であり、県と同様、引き続き組織や事業について不断の見直しに取り組むとともに、感染症や災害の発生、働き方の変化等を踏まえた管理運営体制の充実を図ります。

（出所：福岡県行政改革大綱（令和4年度→令和8年度））

### 3 公社等外郭団体の適正な運営の確保

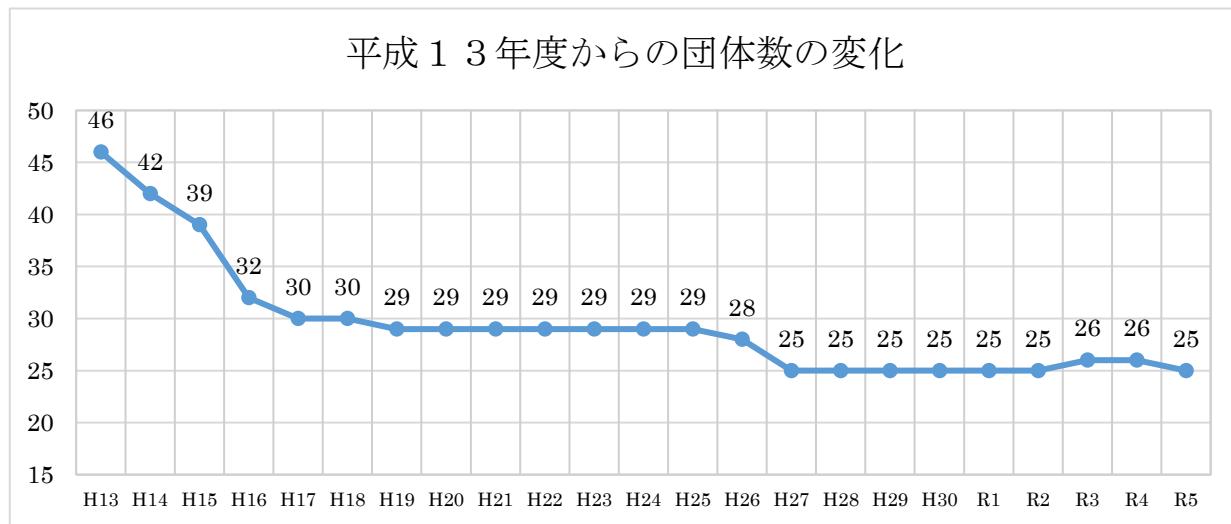
改革事項	公社等外郭団体の組織・事業の見直し				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 団体の主要事業が縮小しているもの、類似団体や民間事業者と機能が類似しているものについて、組織や事業のあり方を見直す。</li> </ul> <p>(具体的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①大牟田リサイクル発電（株）の外郭団体としての事業終了 令和4年度をもってRDF発電事業を民間事業者に事業承継することに伴い、外郭団体としての事業を終了する。</li> <li>②福岡県道路公社の体制見直し 全国地方道路公社連絡協議会役員業務の終了に伴い、組織・人員体制の見直しを行う。</li> <li>③福岡県住宅供給公社の賃貸住宅事業のあり方検討 県の住宅施策の方向性を踏まえ、民間賃貸住宅及び公営住宅との住み分けを明確にし、賃貸住宅事業のあり方を検討する。</li> </ul>				
<b>実施時期</b>					
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
検討			→		
実施				→	

改革事項	団体の管理運営体制の充実				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新興感染症や災害等の緊急事態発生に備え、事業の継続や復旧を図るための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定する。</li> <li>○ 在宅勤務制度や時差通勤制度等のワーク・ライフ・バランスの向上に資する制度を、団体の状況に応じて導入する。</li> </ul>				
<b>実施時期</b>					
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
検討				→	
実施				→	

(出所：福岡県行政改革大綱（令和4年度→令和8年度）)

上記のように、「公社等外郭団体の適正な運営の確保」は県の改革の一部として組み込まれており、その重要性、関心は高いものと思われる。

## 2. 公社等外郭団体の推移



上記のグラフから、平成 13 年度には 46 あった団体数であるが、令和 5 年度には 21 団体減少している。

(財) 福岡県水源の森基金など林業振興、緑化推進等関係 4 団体の統合、(財) 福岡県奨学会など教育文化、人づくり関係 3 団体の統合、並びに(財) 福岡県スポーツ振興公社などスポーツ振興関係 3 団体の統合や、(財) 福岡県労働福祉公社、福岡筑豊都市鉄道開発（株）、(財) グリーンピア八女、福岡県土地開発公社、(公財) 福岡県地域福祉財団の解散などによる。

（出所：公社等外郭団体の経営評価「公社等外郭団体の概況」）

直近の 5 年間の団体数の推移をみると 25 団体程度で安定しており、その増減も少ないものとなっている。

### （過去 5 年間の公社等外郭団体の推移）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
公益財団法人	19	19	20	20	20
特別法人	3	3	3	3	3
社会福祉法人	1	1	1	1	1
株式会社	2	2	2	2	1
合計	25	25	26	26	25

\*①

\*②

（出所：公社等外郭団体の経営評価「公社等外郭団体の概況」）

\*①について

過去5年の公社等外郭団体の推移をとると、令和元年度から25団体を推移しているが、令和3年度に公益財団法人が1団体増加している。この増加した団体は、令和2年9月に出資金300万円（県出資割合100%）で設立された「一般財団法人福岡県スポーツ推進基金」である。（令和3年4月に公益財団法人に移行）

なお、当該財団法人は、監査対象「3.（公財）福岡県スポーツ推進基金」として抽出している。

\*②について

令和3年度から26団体で推移していた公社等外郭団体であるが令和5年度に株式会社が1団体減少している。この減少した団体は、令和4年度末に、第3セクターとしての事業を終了した大牟田リサイクル発電株式会社である。当社は、令和5年度からは、JFEエンジニアリング株式会社へ事業承継を行っている。

### 3. 監査対象団体

#### （1）監査対象団体の選定方法

①「公社等外郭団体」とは

指導要綱によれば、公社等外郭団体とは、知事、公安委員会及び教育委員会の所管に属する団体で、以下の要件のいずれかに該当する団体である。

- ・県の出資金、出捐金の割合が基本財産等の50%以上の団体
- ・県の出資金、出捐金の割合が基本財産等の25%以上であり、県の出資割合が最も大きく、かつ県が補助金や委託費などの財政支出等を行う団体（国、特殊法人等（以下、「国等」という。）の関与が強く、国等の指導に委ねることが適當と認められる団体を除く。）
- ・前2号で定められるもののほか、県の行政との密接な関連を有しており、適切な指導が必要な団体

#### 《公社等外郭団体一覧》

所管部署	団体名	出資（出えん）状況 (千円)		令和4年度 予算（千円）	監 査 対 象
		出資総額	県出資 比率		
		うち県出資分			
企画・ 地域振 興部	平成筑豊鉄道（株）	273,000	27.5%	38,602	◎
		75,000			
	(公財)福岡県国際交流セ ンター	976,181	57.7%	273,806	
		563,383			

所管 部署	団体名	出資（出えん）状況 (千円)		令和4年度 予算（千円）	監 査 対 象	
		出資総額	県出資 比率	県財政 支出総額		
		うち県出資分				
人づくり・県民生活部	(公財) アクロス福岡	3,000	66.7%	375,659	◎	
		2,000				
	(公財) 福岡県女性財団	200,000	100.0%	125,488		
		200,000				
	(公財) 福岡県スポーツ推進基金	3,000	100.0%	64,828	◎	
		3,000				
保健医療介護部	(公財) 福岡県動物愛護センター	3,000	100.0%	132,974		
		3,000				
	(公財) 福岡県生活衛生営業指導センター	10,000	40.0%	47,186	◎	
		4,000				
福祉労働部	(社福) 福岡県厚生事業団	10,000	100.0%	52,166	◎	
		10,000				
	(公財) 福岡県人権啓発情報センター	200,000	100.0%	82,857		
		200,000				
環境部	(公財) 福岡県リサイクル総合研究事業化センター	100,000	100.0%	241,320	◎	
		100,000				
商工部	(公財) 福岡県中小企業振興センター	2,073,705	98.3%	431,527		
		2,037,711				
	(公財) 福岡県産業・科学技術振興財団	200,000	89.8%	543,173	◎	
		179,617				
	(公財) 飯塚研究開発機構	200,522	47.9%	153,832		
		96,000				
農林水産部	(公財) 水素エネルギー製品研究試験センター	70,000	71.4%	0	◎	
		50,000				
	(公財) 福岡県農業振興推進機構	100,000	50.0%	393,949	◎	
		50,000				
	(公財) 福岡県水源の森基金	1,203,000	99.9%	70,350	◎	
		1,202,250				
	(公財) 福岡県豊前海漁業振興基金	2,030,000	60.8%	6,100		
		1,235,000				

所管 部署	団体名	出資（出えん）状況 (千円)		令和4年度 予算（千円）	監 査 対 象	
		出資総額	県出資 比率	県財政 支出総額		
		うち県出資分				
県土整備部	福岡県道路公社	22,865,000	67.7%	1,195	◎	
		15,475,250				
	福岡北九州高速道路公社	224,732,600	50.0%	558,666		
		112,366,300				
	(公財)福岡県建設技術情報センター	3,000	80.0%	164,839		
		2,400				
建築都市部	(公財)福岡県下水道管理センター	81,600	50.0%	8,441,582	◎	
		40,800				
	福岡県住宅供給公社	4,600	82.6%	3,630,078		
		3,800				
教育庁	(公財)福岡県スポーツ振興センター	16,239	69.2%	434,012	◎	
		11,239				
	(公財)福岡県教育文化奨学財団	1,801,000	98.6%	557,040		
		1,775,000				
警察本部	(公財)福岡県暴力追放運動推進センター	1,543,348	79.0%	25,632		
		1,218,765				

## (2) 監査対象の選定方法

上記公社等外郭団体一覧から、県からの財政支出（出資金、補助金および委託費）の金額、人的支援（県からの派遣職員数等）および令和3年度経営評価シート（令和4年度版は作成中であり未公表のため令和3年度版を使用）の内容を勘案して14団体を抽出した。

抽出の際には、できるだけ各団体の所管課に偏りがないように満遍なく抽出を行った。また、令和3年度に増加した公益財団法人福岡県スポーツ推進基金は無条件に抽出の対象とした。

### 第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

#### 1) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

当報告書では、「指摘事項」と「意見」は、次のように定義している。

「指摘事項」 現在の法令等（法律、条令、規則等）に照らして、合規制や正確性に大きな問題がある。または、それと同等の問題があると監査人が判断した事項。

「意見」 経済性、効率性及び有効性等の観点から、監査の過程において、監査人が改善の提案として記載する事項。

#### （1）監査の結果及び意見の件数

監査の視点	指摘事項	意見
総合意見		
ア. 県の指導、監督、助言等について	0	1
イ. 県の人的支援・財政支出等について	0	0
ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について	0	0
エ. 公社等におけるガバナンスについて	0	0
オ. 会計処理及び資産管理等について	0	0
カ. 過年度に実施された包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について	0	0
小計	0	1
各論		
ア. 県の指導、監督、助言等について	0	5
イ. 県の人的支援・財政支出等について	0	3
ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について	2	11
エ. 公社等におけるガバナンスについて	3	9
オ. 会計処理及び資産管理等について	1	22
カ. 過年度に実施された包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について	0	0
小計	6	50
合計	6	51

(2) 監査の結果及び意見の一覧

指摘事項及び意見の内容	指摘事項	意見
総合意見		
【総合意見】公社等外郭団体等への県の関与状況について		○
(公財) 福岡県国際交流センター		
【意見 1】中期経営目標について		○
【指摘事項 1】決裁手続きについて	○	
【意見 2】福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱について		○
【意見 3】固定資産の減価償却について		○
【意見 4】固定資産の事業区分について		○
【意見 5】固定資産の実地棚卸について		○
(公財) アクロス福岡		
【意見 6】福岡シンフォニーホールリニューアルオープン記念 特別広報に係る随意契約の決裁手続きについて		○
(公財) 福岡県スポーツ推進基金		
【意見 7】令和 5 年度トップアスリート育成助成金における係 数の適用について		○
【指摘事項 2】トップアスリート育成助成金の状況報告について	○	
【意見 8】トップアスリート育成助成金の助成活動等の公開に ついて		○
【意見 9】パラアスリート助成金の帶同者の経費内容について		○
【意見 10】パラアスリート助成金の経費の証拠書類について		○
(公財) 福岡県生活衛生営業指導センター		
【意見 11】中期経営計画に係る運営指導について		○
【意見 12】事業別収支の把握について		○
【指摘事項 3】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る支出 額の確認の強化について	○	
【意見 13】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る間接補助 について		○
【意見 14】福岡県生活衛生営業指導事業費補助金に係る支出額 の確認の強化について		○
【意見 15】株式会社日本政策金融公庫融資に係る知事の推薦事 務委託に係る支出額の確認の強化について		○
【意見 16】監事監査の有効性について		○
【意見 17】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る支出内容 の妥当性について		○

指摘事項及び意見の内容	指摘事項	意見
(公財) 福岡県生活衛生営業指導センター		
【意見 18】パソコン購入に係る資産計上について		○
(社福) 福岡県厚生事業団		
【意見 19】中期経営計画に考慮すべき事項について		○
【意見 20】徴収不能引当金の財務諸表上の表示と規程の相違について		○
(公財) 福岡県リサイクル総合研究事業化センター		
【意見 21】中期経営計画に係る運営指導について		○
【意見 22】事業別収支の把握について		○
【意見 23】リサイクル総合研究事業化センターの実証試験地について		○
【意見 24】プラスチック再資源化促進業務における仕様書について		○
【意見 25】プラスチック再資源化促進業務の再委託に係る慎重な検討について		○
【意見 26】プラスチック再資源化促進業務に係る支出額の検査方法の体制構築について		○
【意見 27】福岡県リサイクル総合研究事業化センター業務に係る支出額の検査方法の体制構築について		○
【意見 28】固定資産の管理体制の強化について		○
(公財) 福岡県産業・科学技術振興財団		
【意見 29】消費税精算の会計処理について		○
【意見 30】消費税計上の科目の統一について		○
【意見 31】消費税計上に係る過年度損益修正について		○
(公財) 水素エネルギー製品研究試験センター		
【意見 32】派遣職員に係る人選について		○
【意見 33】監事体制の強化について		○
(公財) 福岡県農業振興推進機構		
【意見 34】未収入金の貸倒れリスクへの対応について		○
(公財) 福岡県水源の森基金		
【指摘事項 4】決裁手続きについて	○	
【意見 35】固定資産の現物照合について		○
【意見 36】会計方針（棚卸資産の評価基準および評価方法）について		○
【意見 37】貯蔵品の計上について		○

指摘事項及び意見の内容	指摘事項	意見
(公財) 福岡県下水道管理センター		
【意見 38】決算書類の開示時期について		○
【意見 39】満期保有目的の有価証券の注記表における時価表示について		○
福岡県住宅供給公社		
【意見 40】監事監査の重要性について		○
【意見 41】評議員会運営について		○
【意見 42】評議員会における諮問事項と開催状況について		○
(公財) 福岡県教育文化奨学財団		
【意見 43】高等学校奨学金（在学募集）の広報について		○
【指摘事項 5】会計監査人の登記について	○	
【意見 44】会計監査人との監査契約について		○
【意見 45】勘定科目の相違について		○
【意見 46】改正後の公益法人会計基準を適用していないについて		○
【意見 47】共通に発生している経費等の配布について		○
【指摘事項 6】本部における小口現金出納帳の記載について	○	
【意見 48】福岡支所における固定資産管理について		○
【意見 49】本部における固定資産管理資料について		○
【意見 50】本部における貯蔵品の現物確認について		○

## 2) (総合意見) 監査の結果及び意見

### ア. 県の指導、監督、助言等について

#### ① 【総合意見】公社等外郭団体等への県の関与状況について

県は、指導要綱第6条において、次のとおり、公社等外郭団体に対する運営指導に係る留意事項を定めている。

##### (運営指導に係る留意事項)

第6条 所管部長は、常に公社等外郭団体の運営状況を把握し、次の事項に留意して、公社等外郭団体の運営指導を行わなければならない。

- (1) 公社等外郭団体の再編整備
- (2) 公社等外郭団体の事業運営
- (3) 公社等外郭団体の組織の簡素・効率化及び役職員の適正配置
- (4) 中期経営計画等の策定
- (5) 情報公開

##### (業務状況の報告及び実地調査)

第8条 所管部長は、必要があると認めるときは、公社等外郭団体に対し、報告や資料の提出を求め、又はその職員をして実地に調査させるものとする。

(出所：福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱)

上記のように、所管部長は、公社等外郭団体に対して常に運営状況を把握し、運営指導を行わなければならない。また、必要と認めるときは、公社等外郭団体に対する報告や資料の提出を求め、職員に実地調査を命令することもできる。このような対処を適時に行うには、情報の収集等が必要となる。県は職員が公社等外郭団体等の評議員等に就任していることが多く、年に数回開催される、評議員会等に出席するために訪問することで相談等の業務も行っている。そのため、特に第8条の報告等を求めたり、実地調査を行ったりすることは少ない。今回の報告書において記載している決裁文書の訂正の事案等は、実地調査等を行い、例えば、決裁文書を閲覧等するといったことを行えば、容易に決裁を完了した後の決裁文書を訂正していることが把握できた可能性は高いと考える。

そのため、より適正な団体運営を行っていくという観点から、報告・訪問等の頻度を上げる等の検討を行うことが望ましいと考える。

### 3) (各論) 監査の結果及び意見

#### 1. (公財) 福岡県国際交流センター

##### (1) 外郭団体の概要

###### ア. 団体の概要

(令和4年4月1日時点)

団体名	公益財団法人福岡県国際交流センター						
所管部署	企画・地域振興部国際局国際政策課						
所在地	福岡市中央区天神1丁目1番1号						
設立年月日	平成元年6月27日						
出資（出えん）	出資総額	976,181千円	県出資額（率）	563,383千円（57.7%）			
状況	他の出資者及び出資額	(財)ユニバーシアード福岡大会組織委員会 262,507千円					
職員数	役員10名（うち非常勤9名） 職員26名（うち非常勤0名）						
設立目的	福岡県のもつ地理的、歴史的特性を生かし、県下の交流団体等と協力して県民主体の国際交流を推進することにより、国際交流における福岡県の拠点性を高めていくとともに、アジア諸国・地域をはじめとして世界各国・地域との交流を深め、もって相互の繁栄と世界の平和に寄与する。						

#### イ. 事業内容

##### 【国際連携推進事業】

タイ・バンコク都との青少年交流をはじめ、アジア友好提携地域との交流や県民による国際交流活動への支援を展開する。

##### 【高度人材活用事業】

留学生支援や海外福岡県人会扱い手育成事業など、海外県人会の人材育成交流を図る事業を実施する。

##### 【多文化交流促進事業】

福岡県外国人相談センターの運営による多言語での外国人相談事業や地域日本語教室支援事業、青少年国際理解教室の実施など、在住外国人の支援や国際理解の促進を図る事業を実施する。

##### 【国際情報拠点整備事業】

広報誌、情報誌の発行、留学説明会の開催などの広報・情報提供や、海外県人会の支援など移住地ネットワークの強化を図る事業を実施する。

##### 【収益事業】

パスポート申請用写真の撮影・販売業務を行い、自主財源の確保による運営基盤の拡充を図る。

ウ. 県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託料	17,286	18,711	43,662
(うち随意契約)	17,286	18,711	43,662
補助金	122,817	122,990	156,522
交付金・負担金・出資金	44,914	46,186	52,332
県借入金残高	0	0	0
県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県職員人件費	36,042	36,446	35,168
(うち県支給分)	25,734	26,223	26,932

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和4年度）

財産種別	使用目的	使用面積(m <sup>2</sup> )	算定基準額(千円)	減免額(千円)	支払額(千円)	減免理由
普通財産						
行政財産	国際交流センターの運営	900.57	61,875	61,341	534	①収入における県からの補助金収入の割合が62%を占めており、職員26名中4名が県からの派遣職員であるなど、行政との関連が強い団体であること。②当該財團の主管課である企画・地域振興部国際政策課長からも、同趣旨の使用料免除依頼の副申が提出されていること。

③県の人的支援の状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		うち 県職員	うち 県退職者	うち 県職員	うち 県退職者	うち 県職員	うち 県退職者
役員	常勤	1	0	1	1	0	1
	非常勤	9	3	1	9	3	1
職員	常勤	25	4	0	25	4	0
	非常勤	3	0	0	0	0	0

エ. 財務諸表の期間比較

①貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	115,432	108,352	116,716
固定資産	1,007,076	1,006,055	1,003,495
資産合計	1,122,509	1,114,407	1,120,211
流動負債	38,896	26,437	35,139
固定負債	0	504	0
負債合計	38,896	26,941	35,139
指定正味財産	839,136	839,136	839,136
一般正味財産	244,477	248,330	245,935
正味財産合計	1,083,613	1,087,466	1,085,072

②正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	280,117	274,451	353,176
経常費用	273,009	270,598	355,571
評価損益等	0	0	0
当期経常増減額	7,108	3,853	-2,395
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	7,108	3,853	-2,395

オ. 事業の活動指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
海外福岡県人会と連携した国際人財育成事業の参加者数	人数	-	-	10	10
国連ハビタットと連携した国際協力人財育成事業の参加者数	人数	-	-	10	6
友好提携地域と連携した高校生交流事業の参加者数	人数	-	-	10	10
県内企業への留学生就職者数	人数	1,000	1,118	1,038	1,289
日本語教室支援箇所数	件数	100	96	98	93

## カ. 事業の財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
正味財産比率	%	97.5	97.6	97.5	96.9
令和4年度の実績値の算式	正味財産合計/資産合計				
県財政支出率	%	53.5	68.5	65	71.5
令和4年度の実績値の算式	県財政支出額/経常収益				
収益事業から公益目的事業への繰入額	千円	19,700	0	3,500	1,616
令和4年度の実績値の算式	-				

## （2）監査の結果及び意見

### ア. 県の指導、監督、助言等について

団体への指導、監督、助言等について、各種資料閲覧およびヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。県より団体に対して、定期的に、「出資団体における財産の運用について」を通知し、県からの出資金は公金により支出されていることから運用の安全性確保が求められていることを周知している。

#### ① 【意見1】中期経営目標について

中期経営目標シートの改善目標は、5年ごとに5か年分の目標を設定しており、直近では、令和4年度から令和8年度の経営目標を設定している。中期経営目標シートの改善目標のうち、少なくとも目標初年度である令和4年度の財務会計部分と法人の令和4年度の收支予算書の整合性が取れているべきだが、收支予算書策定の際に改善目標が考慮されていなかった。中期経営目標は、福岡県行政改革大綱（令和4年3月）に基づき、団体の効果的・効率的な運営を促進し、経営状況の一層の明確化、透明性の確保を図るために設定されており、中期経営目標の達成状況の点検を実施し、団体における改革のフォローアップを行っていくことになっている。そのため、中期経営目標として設定したものについては、各年度の計画にも反映させることが望ましいと考える。

### イ. 県の人的支援・財政支出等について

県からの派遣職員及び退職者による人的支援について、ヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。財政支出についても、特に記載すべき事項はなかった。

### ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料及び補助金につき、各種資料閲覧及び県や財團職員へのヒアリングを実

施したが記載すべき事項はなかった。

エ. 公社等外郭団体におけるガバナンスについて  
各種資料閲覧及び県や財団職員へのヒアリング等を実施した。

① 【指摘事項 1】決裁手続きについて

以下のとおり、決裁手続きが完了した後に、起案者の押印を付して決裁日の訂正が行われている事案が 2 件あった。

(事例 1)

当初、以下（A）及び（C）の決裁を行った後に、（B）の決裁が必要であったことが分かり、当該決裁を後日（1月 25 日）行っているが、その際、起案者が決裁日付を 1 月 16 日に訂正していた。

(A)	文書番号	なし
	件名	国際理解教育推進事業報告パンフレット作成および発送について (事前伺い)
	起案日	令和 4 年 12 月 20 日
	決裁日	令和 5 年 1 月 5 日
	施行日	令和 5 年 1 月 5 日

(B)	文書番号	4 福国セ第 257 号
	件名	国際理解教育推進事業報告パンフレット作成および発送について
	起案日	令和 4 年 1 月 16 日（正しくは、令和 4 年でなく 5 年である）
	決裁日	当初) 令和 4 年 1 月 25 日 訂正後) 令和 4 年 1 月 16 日
	施行日	当初) 令和 4 年 1 月 25 日 訂正後) 令和 4 年 1 月 16 日

(C)	文書番号	なし
	件名	国際理解教育推進事業報告パンフレット作成および発送について (契約伺い)
	起案日	令和 5 年 1 月 16 日
	決裁日	令和 5 年 1 月 16 日
	施行日	令和 4 年 2 月 1 日（正しくは、令和 4 年でなく 5 年である）

(事例 2)

当初決裁を令和 4 年 4 月 26 日に行った後に、起案者が決裁日付を令和 4 年 4 月 8

日に訂正していた。

文書番号	なし	
件名	令和4年度 福岡県外国人相談センターによる出張相談会の派遣講師について	
起案日	令和4年4月1日	
決裁日	当初) 令和4年4月26日	訂正後) 令和4年4月8日
施行日	当初) 令和4年4月26日	訂正後) 令和4年4月8日

※「令和4年度外国人のための無料相談会」の初回開催日は令和4年4月16日であった。

決裁とは、起案・申請された内容に関して、決裁権者により、最終的な判断を下すものであり、組織・団体の意思決定プロセスを表している。

団体は、以下の文書管理規程第13条第4項に従い訂正を行っているが、第4項の「起案文中」に、決裁後の文書も該当すると考えるのは、厳格であるはずの決裁手続きが意味のないものとなってしまう危険性がある。

また、第4項において訂正できる者が特定されていないため、本事案のように、起案者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことが可能であり、適切でないと考える。

(起案の要領)

- 第13条 起案文の文章は、平易簡明に、文字は正確に書くものとする。
- 2 起案用紙には、文書番号、分類番号、保存期間、起案年月日、起案者氏名等を所定欄に記載しなければならない。
  - 3 電報案は、特に簡易を旨とし、電文を傍書し、末尾に総字数を記載するものとする。
  - 4 起案文中の金額その他重要な箇所を訂正したときは、その箇所に押印するものとする。
  - 5 当該起案が收受文書に基づくものであるときは、その收受文書を添付するものとする。

(出所：福岡県国際交流センター文書管理規程)

以上のような点から、決裁手続きを行った後に訂正の必要性が生じた場合には、修正を行うための決裁文書を起案し、当初の決裁権者まで改めて決裁を経るべきである。

また、上記の文書管理規程の訂正の箇所（第13条第4項）は、「決裁後の文書に関しては該当しない」等の除外規定を作成する等の改善を要するものと考える。

② 【意見2】福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱について

福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱別表（第2条関係）では、『ただし、「4」については上記対象経費に「交際費」を加える。』とし、交際費を『4. 移住記念周年事業、県人会世界大会、友好提携記念周年事業等の不定期に実施する事業』に係るものに限定しており、手土産等の「その他の交際費」を消耗品費に含めて規定している。

別表（第2条関係）

区分	人件費		人件費を除く事業費	
	補助対象経費	補助率	補助対象経費	補助率
1. 新しい多文化共生の実現 2. 世界を舞台に活躍する人材の輩出 3. ふるさと福岡県の絆の強化 4. 移住記念周年事業、県人会世界大会、友好提携記念周年事業等の不定期に実施する事業 5. その他、交流センターの目的を達成するために必要な事業	(略)	(略)	報償費、旅費交通費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、租税公課、手数料、委託費、使用料・賃借料、負担金、助成金  ただし、「4」については上記対象経費に「交際費」を加える	2分の1以内  ただし、「1」のうち国際化基盤整備事業にかかる助成金及び「4」については、10分の10以内

（出所：福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱）

会計上は、消耗品費に含めて処理している「その他の交際費」についても、交際費に含めて処理すべきである。そのため、「その他の交際費」については、当該交付要綱の記載文言を消耗品費ではなく、交際費として表示すべきである。その際、現在の文言『ただし、「4」については上記対象経費に「交際費」を加える』は、例えば『ただし、「4」については、交際費を移住記念周年事業、県人会世界大会、友好提携記念周年事業等に係るものに限定する』など、現在の取り扱いと同様になるようにすべきである。

交際費と消耗品費は、会計規程では、金額区分および決裁権限者が異なるため、明確に区分すべきである。

参考として、県における交際費についても、以下のように通知されており、手土産等に係る費用は交際費に計上している。

## 部（局）交際費執行基準

### 3 執行の範囲

部（局）交際費の執行の範囲を次のとおりとする。

○部（局）長と部（局）長が特に必要であると認めて指定した者との重複執行は原則として認めない。

○出先機関の執行は地元関係者に限るものとする。

○本県職員に対するものの執行は認めない。

#### （1）慶弔費

葬祭等における香典・献花、各種慶事に係る祝儀等

本人、配偶者及び一親等の血族に係るものに限る。

なお、献花については任命権者の交際費との重複は認めない。

#### （2）見舞金品

入院（一週間以上）、被災見舞等。

#### （3）手土産、贈答品等

社会通念上必要と認められる県産品など最小限度のもの。

#### （4）各種催事等に出席する場合の会費、負担金、寸志

催事等の趣旨、県行政との関連等を十分勘案し必要最小限の範囲で執行するものとする。

なお、宗教に係わる催し、政治資金規正法第8条の2に規定する催し、演劇券等の購入、各種カンパに対する執行は認めない。

#### （5）接遇、儀礼、交際等のための懇談会等経費

業務遂行上直接必要なものについては、食糧費で執行するものとし、交際費で執行する懇談会等と区分を明確にすること。

なお、懇談会の後に行ういわゆる二次会経費の執行は認めない。

#### （6）その他外部との交渉、交際に要する経費

ゴルフによる接遇、交際にについての執行は認めない。

（出所：部（局）交際費の執行等について（通知） 平成9年4月1日総務部長通知）

### オ. 会計処理及び資産管理等について

#### ① 【意見3】固定資産の減価償却について

固定資産の減価償却について、支払日を起点に算出しているため、減価償却費が足りていないケースがあった。固定資産の減価償却は、事業の用に供した日を起点に算出すべきである。「事業の用に供した日」とは、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至った日をいう。事業の用に供した日は、取得日や支払日と一致することもあるが、異なる場合も多いため、事業の用に供した日を必ず確認し、正確な減価償却費を計上することが望ましい。

② 【意見4】固定資産の事業区分について

物品名	規格・性能	取得日	取得価額 (円)	令和4年3 月期の減価 償却費	令和4年 3月期の期 末帳簿価額	摘要
写真撮影機材一式		2012年 3月31 日	1,476,552	53,244	106,488	
写真撮影用照明器具（電源装置） 2台	コメット CM-T1200	2019年 3月31 日	870,912	174,182	174,183	
写真撮影用照明器具（ライトヘッド） 2台	コメット CAX-32 ヘッド	2019年 3月31 日	123,444	0	0	少額償却資産の特例
写真撮影用機器（カメラ） 1台	キヤノン EOS MARK2 ボディ	2019年 10月31 日	132,840	0	0	少額償却資産の特例

上記の固定資産（什器備品）が所属する事業会計について、適用誤りがあった。取得時は収益事業会計で使用していたが、その後、公益目的事業会計にて使用するよう所属変更していたが、会計上、所属する事業会計を変更していなかった。

固定資産の所属する事業会計を変更する場合は、それに伴って計上される減価償却費は所属変更先の事業会計にて計上されるのが望ましいと考える。

③ 【意見5】固定資産の実地棚卸について

固定資産の実地棚卸の状況を確認したところ、令和3年度は目視による実施、令和4年度は写真を撮影して固定資産台帳に貼っていたが、棚卸対象日、棚卸実施日、棚卸実施者等は記載されておらず、実施棚卸を行なった証跡の保存が不十分であった。

なお、固定資産には、管理シールが貼付されており、固定資産台帳にて管理されていた。今後は、固定資産台帳に実地棚卸をした記録（棚卸実施日、棚卸実施者等）を残し証跡を保存することが望ましいと考える。

## 2. (公財) アクロス福岡

### (1) 外郭団体の概要

#### ア. 団体の概要

(令和4年4月1日時点)

団体名	公益財団法人アクロス福岡			
所管部署	人づくり・県民生活部文化振興課			
所在地	福岡市中央区天神1丁目1番1号			
設立年月日	平成6年8月10日			
出資(出えん)	出資総額	3,000千円	県出資額(率)	2,000千円(66.7%)
状況	他の出資者及び出資額	福岡市:1,000千円		
職員数	役員1名(うち非常勤0名) 職員30名(うち非常勤0名)			
設立目的	国際・文化・情報の交流拠点施設であるアクロス福岡の有する機能を一層高めるよう支援するとともに、総合的な文化・情報の交流ネットワークを推進し、福岡県における文化の振興並びに文化に関する情報の提供及び交流の促進を図り、もって県民の文化の向上と地域社会の活性化に寄与する。			

#### イ. 事業内容

##### 【施設サービス事業】

各種ホールや会議室などの貸出しを行う。

##### 【文化振興事業】

芸術性の高い良質な音楽・舞台芸術の鑑賞機会を提供している。また、演奏者や文化振興の担い手等の育成も行なっている。加えて、市町村・企業・大学・文化団体等と連携して事業を実施することもある。

##### 【情報提供事業】

文化観光情報を提供したり、伝統工芸品を紹介したりする。また、文化イベントや各種セミナーや作品展を実施したりする。加えて、市町村・企業・大学・文化団体等と連携して事業を実施することもある。

#### ウ. 県の財政的・人的支援の状況

##### ①財政的支援

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託料	512,643	492,108	636,623
(うち随意契約)	0	0	0
補助金	0	0	16,582

交付金・負担金・出資金	0	0	0
県借入金残高	0	0	0
県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県職員人件費	0	0	0
(うち県支給分)			

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和4年度）  
該当なし

### ③県の人的支援の状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		うち 県職員	うち 県 退職者	うち 県職員	うち 県 退職者	うち 県職員	うち 県 退職者
役 員	常勤	1	0	1	0	1	0
	非常勤	8	0	0	8	0	0
職 員	常勤	30	3	0	29	3	0
	非常勤	0	0	0	0	0	0

### エ. 財務諸表の期間比較

#### ①貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	256,426	286,214	561,361
固定資産	561,656	569,702	558,702
資産合計	818,082	855,916	1,120,063
流動負債	145,091	174,216	494,210
固定負債	0	0	0
負債合計	145,091	174,216	494,210
指定正味財産	558,702	558,702	558,702
一般正味財産	114,289	122,998	67,151
正味財産合計	672,991	681,700	625,853

## ②正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	773,817	780,522	1,137,732
経常費用	736,367	771,813	1,193,579
評価損益等	0	0	0
当期経常増減額	37,450	8,709	-55,847
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	37,450	8,709	-55,847

### オ. 事業の活動指標

指標名	算式（単位）	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
文化振興事業来場者数	(公財) アクロス福岡が実施しているコンサートやアウトドア事業等文化振興事業の来場者数(人)	120,000	34,049	120,000	77,898
社会包摂の視点に立った事業数	(公財) アクロス福岡が実施している社会包摂事業(年齢、性別、障がいの有無、経済状況などに左右されることなく、あらゆる人が等しく文化を享受できることを目的とした事業)の数(事業)	-	-	7	10
匠ギャラリー来場者数	県内伝統工芸品の魅力を発信する「匠ギャラリー」の来場者数(人)	100,000	59,983	100,000	24,480
福岡シンフォニーホール稼働率	利用日数／利用可能日 (%)	85.0	60.7	85.0	83.2
国際会議場稼働率	利用日数／利用可能日 (%)	70.0	23.2	70.0	54.2
大会議室稼働率	利用日数／利用可能日 (%)	80.0	61.5	80.0	66.9
おでかけナビアクセス数	(公財) アクロス福岡が運営している観光情報サイトのアクセス数(件)	120,000	59,877	120,000	51,349

### オ. 事業の財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
正味財産比率	正味財産計／負債及び正味財産計 (%)	69.0	79.6	69.0	55.9
令和4年度の実績値の算式	625,852,900 円／1,120,062,989 円=55.9%				
県財政支出率（※1）	指定管理受託収入／経常収益計 (%)	38.0	61.4	38.0	42.6
令和4年度の実績値の算式	371,413,400 円／872,521,717 円=42.6%				
自主財源比率（※1）	100%－県財政支出率 (%)	62.0	38.6	62.0	57.4

令和4年度の実績値の算式	100% - 42.6% = 57.4%				
利用料金収入	収支計算書の「施設サービス事業収入」の額（百万円）	501	255	501	403
令和4年度の実績値の算式					
入場料収入率（※2）	チケット販売収入／事業経費 (%)	65.0	26.1	65.0	45.0
令和4年度の実績値の算式	56,829,600円 / 126,291,764円 = 45.0%				
人件費率（※1）	人件費計／経常支出計 (%)	15.8	18.8	15.8	15.4
令和4年度の実績値の算式	134,573,589円 / 872,521,717円 = 15.4%				
指標の設定に関する留意事項	※1 県が依頼する施設改修費に係る収入・支出は除外して算出 ※2 評価対象は団体主催のチケット収入のみ				

## (2) 監査の結果及び意見

### ア. 県の指導、監督、助言等について

指導、監督、助言等について問題となる記載すべき事項はなかった。

### イ. 県の人的支援・財政支出等について

県からの派遣職員による人的支援について、3名の派遣職員が存在するが、問題となる記載すべき事項はなかった。

業務執行理事として県からの退職者が就任しているが、ヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。財政支出についても、問題となる記載すべき事項はなかった。

### ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

受取補助金等として国庫補助金の他、県から原油価格高騰対策補助金を受領している。

県有部分のシンフォニーホール並びに会議室等の指定管理者としての受託事業収入は受領しているが、各種資料閲覧及び職員へのヒアリングを実施したが問題となる記載すべき事項はなかった。

貸付金は、該当する事項がない。

### エ. 公社等外郭団体におけるガバナンスについて

理事会及び評議員会の議事録を閲覧して法令及び定款に従い開催され議事録も適切に作成されていることを確認した。また、監事による監事監査も適切に行われていることを確認した。

### ① 【意見6】福岡シンフォニーホールリニューアルオープン記念特別広報に係る随意契約の決裁手続きについて

アクロス福岡は、福岡シンフォニーホールリニューアルオープンの際に、新聞広

告を媒体とした記念特別広報に関する業務委託について、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして一者による随意契約を行っており、記念特別広報の契約金額として受託事業者に 385 万円を支払っていた。

アクロス福岡会計規則には契約の方法について、次のとおり規定されている。

(契約の方法)

第42条 この法人の業務に関する、売買、賃貸借、請負その他の契約は、指名競争入札によるものとする。この場合において、あらかじめ予定価格を定めるとともに、入札に参加する者を 3 名以上指名しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合については、随意契約によることができるものとする。この場合において、あらかじめ予定価格を定めるとともに、2名以上の者から見積書を徴さなければならない。

一 その予定価格が次表に定める額を超えないとき。

一 工事又は製造の請負	250 万円
二 財産の買入れ	160 万円
三 前各号に掲げる以外のもの	100 万円

二 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

三 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

四 競争入札に付することが不利と認められるとき。

五 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

六 競争入札に付し入札者がいるとき、又は再度の入札に付し入札者がいるとき。

七 落札者が契約を締結しないとき。

(予定価格の作成の省略)

第43条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、予定価格の設定を要しないと認め、これを省略することができる。

(1) 新聞その他の定期刊行物

(2) 例規等の追録

(3) 価格、送料等が表示されている書籍類

(4) 同一の品質及び価格で販売店により価格が異なる物品

(5) 取引の実例価格を考慮して、価格が適正と認められる一件の購入代金が 5 万円未満の物品を購入しようとするとき

(6) 前各号に掲げるもののほか、これに類するもの

(見積書の徴収の省略)

第44条 前条の規定は、見積書の徴収の省略の場合に準用する。

2 次の各号に該当する場合は、理由を付して決裁を受けることにより、第42条に規定する 2 名以上の者から見積書を徴さないことができる。

- (1) 一人又は一會社の専有する物品を購入しようとするとき
- (2) 急務を要し見積書をとる暇のないとき
- (3) 食料品を購入しようとするとき
- (4) 分析して検査をしなければ見積もれない固定資産の修繕を行うとき
- (5) 契約の内容等により、2名以上の者からは、見積書を提出させることができないか、又は提出させる必要がないと認められるとき

(出所：公益財団法人アクロス福岡会計規則)

随意契約を行うには、会計規則第42条第2項各号のいずれか理由を付して二者以上から見積書を徵し、決裁を受ける必要がある。また、二者以上からの見積書の徵収を省略する際には、会計規則第44条第2項各号のいずれかの理由を付して決裁を受ける必要がある。すなわち、契約に際して本業務委託を実施可能な事業者が一者しかいないことを示す必要がある。

受託事業者は本業務委託の実施に際して、九州でのシェアも広く記念特別広報の新聞広告として効果的であると考えられるが、受託事業者の実績を一者による随意契約を行う理由としており、検討が不十分であると考えられる。

したがって、財団は、指名競争入札による契約を行わずに随意契約による際の理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、契約の性質又は目的が競争入札に適さないかを慎重に検討する必要があると思われる。

#### 才. 会計処理及び資産管理等について

事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表に対する注記・附属明細書、財産目録及び收支予算書は一般に公正妥当と認められる会計基準に従い作成されていることを確認した。特に記載すべき事項は無かった。

### 3. (公財) 福岡県スポーツ推進基金

#### (1) 外郭団体の概要

##### ア. 団体の概要

(令和4年4月1日時点)

団体名	公益財団法人福岡県スポーツ推進基金		
所管部署	人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課		
所在地	福岡市博多区吉塚本町 13-50 福岡県吉塚合同庁舎 1 階		
設立年月日	令和2年9月1日（令和3年4月1日公益財団法人へ移行）		
出資（出えん）	出資総額	3,000 千円	県出資額（率） 3,000 千円（100.0%）
状況	他の出資者及び出資額		
職員数	役員 14 名（うち非常勤 13 名） 職員 3 名（うち非常勤 0 名）		
設立目的	福岡県におけるスポーツの推進及びスポーツを通じた地域の活性化に寄与することを目的とする。		

#### イ. 事業内容

##### 【トップアスリートの活動支援事業】

福岡県の優秀なアスリートの競技活動を支援する。

- ・トップアスリート育成助成
- ・パラアスリート助成
- ・スポーツ関連セミナー
- ・デュアルキャリア・アスリート活用セミナー
- ・アスリート・キャリア形成支援研修

##### 【ファンエンゲージメントの促進事業】

福岡県ゆかりのアスリート及びチームの意欲的な活動や県内で開催される競技大会の開催の実現をファンと共に支える環境を形成する。

- ・クラウドファンディング運営
- ・ウェブサイト・SNS 「FUKUOKA SPORTS」 運営

##### 【スポーツの魅力発信事業】

活躍する福岡県のアスリート及びチームの魅力を発信することで、注目を集めファンを増やし、県内スポーツの価値向上を図る。

- ・試合動画配信
- ・スポーツ関連セミナー(再掲)
- ・ウェブサイト・SNS 「FUKUOKA SPORTS」 運営(再掲)

##### 【大規模スポーツ等の誘致・開催事業】

福岡県及び県内自治体等による大規模スポーツ大会等の誘致・開催を支援

- ・福岡国際マラソン 2022 に対する開催支援

ウ. 県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	摘要 (主な内容)
委託料	0	0	21,697	パラアスリート助成
(うち随意契約)	0	0	21,697	
補助金	18,892	21,110	21,540	運営費関係補助金
交付金・負担金・出資金	2,603,000	0	0	県からの出捐金
県借入金残高	0	0	0	
県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0	
県職員人件費	16,941	18,310	18,148	
(うち県支給分)	16,085	13,727	13,774	

②県有財産の無償(または減額)による貸付(または使用)について(令和4年度)

財産種別	使用目的	使用面積 (m <sup>2</sup> )	算定基準額 (千円)	減免額 (千円)	支払額 (千円)	減免理由
普通財産						
行政財産	事務局の設置	56.44	399	0	399	県の事務に関連のある公益目的とした事務に共するため。(令和4年の管理経費の合計額)
行政財産 使用料		56.44	924	924	0	100%減免

③県の人的支援の状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		うち 県職員	うち 県退職者	うち 県職員	うち 県退職者	うち 県職員	うち 県退職者
役 員	常勤	0	0	0	1	0	1
	非常勤	0	0	0	13	2	0
職 員	常勤	0	0	0	3	3	0
	非常勤	0	0	0	0	0	0

エ. 財務諸表の期間比較

①貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	8,101	20,888	40,248
固定資産	2,017,498	4,804,128	4,743,629

資産合計	2,025,599	4,825,016	4,783,877
流動負債	7,624	20,487	40,572
固定負債	0	0	0
負債合計	7,624	20,487	40,572
指定正味財産	2,003,000	4,789,554	4,728,330
一般正味財産	14,975	14,975	14,975
正味財産合計	2,017,975	4,804,529	4,743,305

## ②正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	627,403	54,919	115,284
経常費用	612,427	54,919	115,284
評価損益等	0	0	0
当期経常増減額	14,975	0	0
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	14,975	0	0

## 才. 事業の活動指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
試合動画配信大会数	大会	-	65	70	94
試合動画配信視聴回数	回	-	1,450,392	1,500,000	1,801,655
ウェブサイト閲覧件数	PV	-	643,893	700,000	883,167
アスリート・チーム・イベント掲載件数	件	-	193	200	262
アスリート・チーム助成件数	件	-	15	30	64
主催セミナー参加者数	人	-	-	100	30
支援する大規模スポーツ大会数	大会	-	1	1	1
指標の設定に関する留意事項	当財団の中期経営目標はR4年度に策定しており、R3年度の目標値は「-」を記載				

## カ. 事業の財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
事業収入（県受託事業除く）	千円	-	304	500	553
令和4年度の実績値の算式					
人件費率	%	-	27.1	25.0 以下	13.3
令和4年度の実績値の算式					
正味財産比率	%	-	99.6	95.0 以上	99.2
令和4年度の実績値の算式					
県財政支出率	%	-	38.4	35.0 以下	37.5
令和4年度の実績値の算式					

### （2）監査の結果及び意見

#### ア. 県の指導、監督、助言等について

団体への指導、監督、助言等について、各種資料閲覧およびヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。

#### イ. 県の人的支援・財政支出等について

県からの派遣職員及び退職者による人的支援について、ヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。財政支出についても、特に記載すべき事項はなかった。

#### ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料、補助金及び貸付金につき、各種資料閲覧及び県や外郭団体職員へのヒアリングを実施した。

#### ① 【意見7】令和5年度トップアスリート育成助成金における係数の適用について

令和4年度までは上限額を支給していたが、申請者数と予算額との関係から令和5年度より評価基準を設けて助成金額を申請者ごとに算定している。

##### 【評価基準（その2）】

条件（1）について、申請書に記載の活動拠点に基づき以下の係数を適用する

係数	
県内で活動している	1
県内では活動していない	0.8

(出所：令和5年度トップアスリート育成助成金評価基準)

県内では活動していないアスリートへの助成が前提となっている記載があるが、これはトップアスリート活動助成実施要綱記載の助成対象者の要件である、「原則として、主に福岡県内で競技活動をしていること」から大幅に外れるものである。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者(以下、トップアスリートという。)とする。

(1) 原則として、主に福岡県内で競技活動を継続していること

(2)・(3) (略)

2 (略)

(出所：トップアスリート活動助成実施要綱)

令和5年度において、この係数を乗ずる必要のある申請者は2名であった。しかしながら、令和5年度トップアスリート育成助成金審査委員会において、事務局は①申請内容等のヒアリングを実施し、基準を満たしていることを確認していること及び②県外活動期間に応じて係数を乗じて決定額に差をつけていることの2点を説明しているが、議事録を閲覧したところ、この2名についても特に触れることなく満場一致をもって事務局原案のとおり承認されている。

要件の原則から大幅に外れる場合には、審査委員会での入念な審査を促すため、審査委員会への注意喚起が必要と考える。

また、競技の特殊性から活動拠点が県外にも関わらず、係数を乗じていない申請者は1名であった。この場合も同様の措置が必要と考える。

② 【指摘事項2】 トップアスリート育成助成金の状況報告について

(状況報告及び調査)

第11条 (略)

2 別記1の助成決定者は、9月30日までの助成活動の遂行状況について、10月10日までに状況報告書を理事長に提出しなければならない。

(出所：トップアスリート育成助成金交付要綱)

状況報告書を確認したところ、期限後に提出されている報告書が2通あった。状況報告書の期限内の提出は助成決定者の義務であることから、当財団としては期限前に提出期限の連絡を行っているが、助成決定者が要綱を遵守するようより強く指導することが望まれる。なお、トップアスリート育成助成金交付要綱に違反した場合には、当財団理事長は、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、

又は変更することができる（トップアスリート育成助成金交付要綱第17条第1項第5号）。

③ 【意見8】トップアスリート育成助成金の助成活動等の公開について

（助成活動等の公開等）

第24条 助成決定者は、助成活動の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報を公開するものとする。

2 （略）

（出所：トップアスリート育成助成金交付要綱）

当財団は、助成決定者が要綱第24条第1項に従った情報公開を行っていることを、網羅的には確認していない。本条文に基づく情報公開は助成決定者の義務であることから、助成決定者が要綱を遵守するよう指導することが必要かどうかを把握するため、公開状況を網羅的に確認することが必要である。さらに、情報の公開が不十分である助成決定者に対しては、適切な情報公開を促すことで助成決定者が要綱を遵守するよう、指導することが必要である。なお、トップアスリート育成助成金交付要綱に違反した場合には、当財団理事長は、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる（トップアスリート育成助成金交付要綱第17条第1項第5号）。

そのため、情報公開について網羅的に確認するのが望ましいと考える。

④ 【意見9】パラアスリート助成金の帯同者の経費内容について

助成対象経費	説明
需用費	下記、①～④のいずれかに該当するものを対象とする。なお、需用品一件につき、5万円未満とする。 ①水分補給のために必要な飲料、コンディショニング維持のために必要な食糧。具体的には、飲料水、弁当、サプリメントがある。 ②各競技において必要な競技用具等の物品
使用料及び賃借料	機器器具等の賃借、有料道路の通行料・施設入場料等、レンタカー

（出所：福岡県パラアスリート助成金の手引き）

需用費助成として、1名の帯同者に昼食代や夕食代の交付を行っている。手引きにおいて弁当などを具体例として挙げているが、コンディショニング維持は、帯同内容によっては帯同者への助成として適切な場合もあるものの、原則として

は選手にとってのものではないだろうか。当該帯同者の食事代をコンディショニング維持のためとして交付することには疑問が生じる。

また、需用費助成として、複数の帯同者にボール等の消耗品費の交付を行っている。ボール等の消耗品費は、選手がコーチと一緒に練習する際に必要な需用費であって、選手が主体となり使用することから選手のみが交付を受けるべき費用であると考える。このように考えることが、内訳としては需用費のみに上限を設けている（原則として助成額の3割）趣旨にも合致するのではないか。なお、帯同者がコーチではなく、ボール等を使用することが通常考えられない帯同者に対し、ボール等の需用費を交付している例もあった。

同様に、使用料及び賃借料助成として、帯同者に練習場の使用料の交付を行っている。練習場は選手が主体として使用するものであることから、選手のみが交付を受けるべき費用であると考える。使用料及び賃借料については内訳としては上限を設けていないものの、総額としては上限を設けている。選手でも帯同者でも、どちらでも助成を行うのであれば、総額としての上限が2倍となってしまう。

このように、帯同者に対する助成は、選手と同一の内容であれば必ずしも交付が適切であるとは言えない場合があることから、より慎重な判断を行うことが望ましいと考える。

##### ⑤ 【意見10】パラアスリート助成金の経費の証拠書類について

福岡県パラアスリート助成金の手引においては、旅費の証拠書類として、旅費支給額の根拠となる書類（運賃検索システムのコピー等）としたうえで、宿泊や航空運賃の場合には例外として領収書等が必要であるとしている。しかしながら、新幹線に乗車した場合はこのような例外の扱いとはなっておらず、領収書の確認を行っていない。

新幹線に乗車する場合、高額になる可能性もあり、宿泊費を超える支出となることもあることから、領収書の確認をすることが望ましい。

##### エ. 公社等外郭団体におけるガバナンスについて

ガバナンスにつき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリング等を実施した結果、特に記載する事項は無かった。

##### オ. 会計処理及び資産管理等について

県に対する質問及び関連資料の閲覧及び団体に対する質問及び関連資料の閲覧を行ったが、特に記載すべき事項はなかった。

#### 4. (公財) 福岡県生活衛生営業指導センター

##### (1) 外郭団体の概要

###### ア. 団体の概要

(令和4年4月1日時点)

団体名	公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター				
所管部署	保健医療介護部生活衛生課				
所在地	福岡市博多区千代1丁目2番4号				
設立年月日	平成25年4月1日				
出資（出えん）	出資総額	10,000千円	県出資額（率） 4,000千円（40.0%）		
状況	他の出資者及び出資額	各生活衛生同業組合（6,000千円（60%））			
職員数	役員17名（うち非常勤16名） 職員5名（うち非常勤1名）				
設立目的	福岡県内の生活衛生営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び消費者利益の擁護を図るため相談事業、指導事業及び助成事業を行う				

##### イ. 事業内容

###### 1 生活衛生営業指導事業

###### (1) 相談室運営事業

公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター内に相談室を常設し、3名の生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）により、生活衛生関係営業者に対する経営、金融、税務、衛生、後継者対策等に関する相談・指導を行った。

###### (2) 税務相談等事業

生活衛生関係営業者に対し、消費税をはじめとする税制全般について理解を深め、税務事務が適正・円滑に行えるようにするため、専門の税理士及び経営指導員による税務講習会及び税務相談、指導を行った。

###### (3) 地区生活衛生営業相談指導事業

保健所の管轄区域を単位とする地区ごとに、移動相談室を設け、経営指導員及び生活衛生営業経営特別相談員（以下「経営特別相談員」という。）により、生活衛生関係営業者に対する相談・指導を行った。

###### (4) 経営指導員による巡回指導事業

経営指導員が生活衛生関係営業者、生活衛生同業組合事務所等を巡回し、相談・指導を行った。

###### (5) 生活衛生関係営業経営改善資金融資事業

###### ① 生活衛生関係営業経営改善資金融資事業

小規模事業者等が、経営指導員又は経営特別相談員の指導に基づく経営改善を行うために株式会社日本政策金融公庫から小口資金の融資を受けるに当たり、経営指導員又は経営特別相談員が指導・審査を行った。

② 生衛業特別指導事業

経営特別相談員、経営指導員による巡回特別相談を行い、事業者に対し相談・指導を行った。

③ 生活衛生営業経営特別相談員研修会

経営特別相談員の資質向上のため、令和4年11月に研修会を実施した。

(6) 分野調整等協議会等事業

大企業等の進出に伴う紛争について、当事者間の自主的解決の促進を図るため、地域の営業者の事業活動等の状況について情報収集を行う事業活動調整員を配置している。また、令和5年3月3日（金）に、紛争に関する相談指導や調査を行うため設置している「福岡県分野調整事業協議会」を開催した。なお、令和4年度は調整を求められた紛争事例はなかった。

(7) 情報化整備事業

生活衛生関係営業に関する情報収集を行い、公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センターのホームページに掲載して生活衛生関係営業者や消費者に情報提供を行った。また、ネットワーク環境のメンテナンス等を行い、情報提供のための環境整備を行った。

2 株式会社日本政策金融公庫の融資に係る推薦書交付事業

株式会社日本政策金融公庫から生活衛生資金貸付を受けるために必要な推薦書の交付事務を、県から受託して実施した。併せて同貸付の利用に関する相談・指導を行った。

3 後継者育成支援事業

① インターンシップ

生活衛生同業組合及び学校との連携により、中学生等を対象に就業体験事業を実施した。

② 後継者育成のためのスマホ教室

生活衛生関係営業の後継者に対し、「SNSとハッシュタグ・絵文字の活用でお店の印象と認知度をあげる」の講座を開催した。

4 標準営業約款登録推進事業

理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食及び一般飲食業について、「安全、安心、清潔」を表すSマーク（標準営業約款に従って営業を行う営業者を登録）への登録推進を図るため、アドマスク及びポスター等の配布を行った。

5 調査受託事業

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターより委託を受けて、生活衛生経営状況

等調査を実施した。

## 6 クリーニング師等研修事業

クリーニング師等の資質向上を目的としてクリーニング業法で定められた研修であるクリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習を新型コロナウイルス感染症の動向を考慮し、第1型（座学形式）、第2型（通信形式）で実施した。

## 7 生活衛生営業振興事業

生活衛生関係営業における消費者サービスの向上、営業者及び従事者の資質の向上等のために、14 生活衛生同業組合が実施する需要開拓、技術向上等のための事業に対する助成を行った。

### ウ. 県の財政的・人的支援の状況

#### ①財政的支援

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託料	912	886	908
（うち随意契約）	912	886	908
補助金	46,100	46,199	46,278
交付金・負担金・出資金	0	0	0
県借入金残高	0	0	0
県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県職員人件費	0	0	0
（うち県支給分）	0	0	0

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和4年度）  
該当なし

#### ③県の人的支援の状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		うち 県職員	うち 県退職者	うち 県職員	うち 県退職者	うち 県職員	うち 県退職者
役員	常勤	1	0	1	0	1	0
	非常勤	16	0	0	16	0	0
職員	常勤	4	0	2	4	0	2
	非常勤	1	0	0	1	0	0

エ. 財務諸表の期間比較

①貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
流動資産	7,631	6,380	6,561
固定資産	13,915	10,359	10,340
資産合計	21,546	16,739	16,901
流動負債	2,196	621	516
固定負債	3,609	0	0
負債合計	5,805	621	516
指定正味財産	10,000	10,000	10,000
一般正味財産	5,741	6,118	6,386
正味財産合計	15,741	16,118	16,386

②正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
経常収益	50,488	50,609	50,359
経常費用	50,393	50,233	50,090
評価損益等	-	-	-
当期経常増減額	95	376	268
経常外収益	-	-	-
経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	95	376	268

オ. 事業の活動指標

指標名	算式 (単位)	令和 3 年度		令和 4 年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
窓口相談件数(R 3)	件	1,500	1,409	-	-
経営特別相談員研修会参加者数	人	45	22	-	-
推薦書交付件数	件	110	102	110	147
クリーニング師研修・クリーニング業務従事者講習の受講者数	人	220	256	-	-
事務局長会議等での個人情報保護関係の研修	回	2	2	-	-
窓口相談件数(R 4)	件	-	893	1,200	915

相談室開設指導件数	件	-	1,141	1,100	883
推薦書交付相談件数	件	-	618	500	755
クリーニング師研修の受講率	率 (%)	-	18.1	18.5	16.6
広報誌発行回数	回/年	-	1	2	3
年次休暇取得平均日数	日/年	-	15.8	16.0	17.5
指標の設定に関する留意事項	<p>R3年度とR4年度で活動の指標が異なるため、集計されていない部分については「-」を入力している。</p> <p>窓口相談件数（R3）は、「来所等」「推薦書相談」「推薦書発行」の総計、窓口相談件数（R4）は「来所等」のみの件数となっている。</p> <p>※令和4年度より評価シートにおける改善目標が変更となったため、集計方法がR3と異なる。</p>				

#### カ. 事業の財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
研修受託収入	千円	800	0	700	619
県財政支出額	千円	46,500	47,085	47,000	47,186
令和4年度の実績値の算式					
指標の設定に関する留意事項		<p>研修受託収入については、新型コロナウイルス感染症の影響で会場参加型の研修が中止になったため、R3は集計上0となっているが、実際は通信型の研修受託収入で435（千円）収入している。R4は座学式と通信式の合計を実績値として集計しているため、619（千円）の収入となった。</p>			

#### （2）監査の結果及び意見

##### ア. 県の指導、監督、助言等について

###### ① 【意見11】中期経営計画に係る運営指導について

県は、指導要綱において、次のとおり、中期経営計画の作成について運営指導を行うこととしている。

###### （運営指導に係る留意事項）

第6条 所管部長は、常に公社等外郭団体の運営状況を把握し、次の事項に留意して、公社等外郭団体の運営指導を行わなければならない。

（中略）

###### （4）中期経営計画等の策定

① おおむね3年から5年程度の中期経営計画を策定すること。

② 経営状況が悪化した場合等においては、抜本的な見直しを内容とした経営

改善計画を策定すること。

- ③ 策定した中期経営計画等については、公表を行うこと。

(出所：福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱)

県に対して、生活衛生営業指導センターが策定した中期経営計画の提出を依頼したところ、中期経営目標シートの提出を受けた。この中期経営目標シートは、公社等外郭団体の経営評価シートと様式が類似しており、「改善に向けた取り組みの方向性」「改善目標としての指標」等の様式は、経営評価シートと同一となっている。

このため、生活衛生営業指導センターに対して、中期経営計画について質問したところ、中期経営目標シート以外に独自で定めた中期経営計画は無く、また、中期経営目標シートについては、理事会で審議の上決定しているものではない、とのことである。

一般的に、中期経営計画とは、団体が経営方針等を定め、中期的に目指す達成すべき目標、その目標のために取り組むべき実施事項等を記載した重要な計画である。このため、団体の最高意思決定機関で中期経営計画の内容を審議し決定することは言うまでもない。

しかし、生活衛生営業指導センターでは独自の中期経営計画は策定されておらず、中期経営計画に相当する中期経営目標シートは理事会で審議の上決定されたわけではない。結果として、中期経営目標シートは形式的に作成されているのではないか、中期経営計画として妥当なのか、県は中期経営計画の策定について適切な運営指導を行ったのかについて疑念が生じかねない。

よって、県は、中期経営計画の策定について、団体の最高意思決定機関である理事会の審議を経ること等の策定方法について運営指導を強化することが望ましいと考える。

#### イ. 県の人的支援・財政支出等について

##### ① 【意見 12】事業別収支の把握について

生活衛生営業指導センターは、(1) 外郭団体の概要、イ. 事業内容に記載のとおり、生活衛生営業指導事業等様々な事業を実施している。

当該事業の実施に係る財源の多くは県からの補助金及び委託料である。令和4年度においては、県は生活衛生営業指導センターへ次のとおり、補助金及び委託料を支出している。

<令和4年度における補助金及び委託料の概要>		(単位：千円)
No	名称	支出額
1	生活衛生営業指導事業費補助金	22,268

2	生活衛生営業振興事業補助金	24,010
3	株式会社日本政策金融公庫融資に係る知事の推薦事務委託	908

(出所：「県資料」を基に監査人作成)

県に対して、令和4年度の経営状況において、生活衛生営業指導センターが行っている各事業における勘定科目毎の収支状況、すなわち各事業で人件費や委託料等の各勘定科目別の支出がどの程度発生しているかについて質問したところ、当該事業別の収支は把握していないとのことであった。

生活衛生営業指導センターは様々な事業を実施しており、その内容は経営状況報告等に記載されている。しかし、事業毎の収支状況は経営状況報告等には記載されておらず、また、県は事業毎の詳細な収支状況の把握を生活衛生営業指導センターに求めていない。

このため、特定の事業のコストが過剰に生じていないかといった事業別収支の観点からの問題点の把握はされていなかった。

よって、県は、生活衛生営業指導センターに対して事業別の収支の報告を求め、事業報告の内容と照らし合わせることにより、事業別収支の観点から問題等が生じていないか検討することが望ましいと考える。

#### ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

##### ① 【指摘事項3】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る支出額の確認の強化について

福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る実績報告書を閲覧したところ、補助金額定額は24,010,000円であった。このうち人件費7,762,000円、各生活衛生同業組合に対する助成14,680,000円、分野調整事業200,000円等の金額について、県に対して、具体的な内容確認、原始証憑との整合性の確認、人件費については賃金台帳との整合性の確認等を質問したところ、提出された書類の内容確認は行っているが、原始証憑や賃金台帳等との整合性確認までは実施していないとのことであった。

また、生活衛生営業指導センターに対して、分野調整事業200,000円の内容確認を行ったところ、当該金額は予算見積額であり、誤って県へ実績額として報告していたとのことであった。

補助金は実施された事業の実績に基づき交付されるものであり、支出額について具体的な確認等を実施していない場合は、補助金額の正確性に疑念が生じかねない。実際に、本監査では分野調整事業200,000円が誤りであることが発見された。

よって、県は、本補助金に係る支出額の確認の強化を図る必要がある。具体的に

は、支出額のうち重要な科目について、具体的な内容を詳細に把握する、原始証憑との整合性を確かめる等が考えられる。なお、誤りが発見された分野調整事業 200,000 円については、改めて内容把握を行い、必要に応じて補助金額の返還等を検討する必要がある。

## ② 【意見 13】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る間接補助について

前述のとおり、福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る実績報告書を閲覧したところ、各生活衛生同業組合に対する助成 14,680,000 円が交付されている。当該助成は、県から生活衛生営業指導センターに対して補助金が交付され、その後、生活衛生営業指導センターは、当該補助金を財源に、理容生活衛生同業組合、美容生活衛生同業組合等の合計 14 の生活衛生同業組合に対して助成を行っている。すなわち、福岡県生活衛生営業振興事業補助金は、生活衛生営業指導センターを介して各生活衛生同業組合に対して助成が行われる間接補助の性質を有している。

このため、県に対して、間接補助を行う場合の生活衛生営業指導センターが従うべき助成に関する規程等を質問したところ、具体的な助成規程等は生活衛生営業指導センターに任せており、県は詳細には把握していないとのことである。

間接補助が実施される場合、1 次的に補助を行う県からは最終的に助成を受けた団体における資金の管理、事業の実施状況が把握し辛く、また、不正等が生じる可能性を否定できない。

また、後述の「オ. 会計処理及び資産管理等について①【意見 17】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る支出内容の妥当性について」に記載のとおり、生活衛生営業指導センターでは、福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る支出内容の妥当性について課題が発見されている。

よって、県は、生活衛生営業指導センターが助成を実施する際に従うべき規程等について現状把握を行うとともに、適切な補助事業が実施されるように、同規程等の策定について指導を行うことが望ましいと考える。

## ③ 【意見 14】福岡県生活衛生営業指導事業費補助金に係る支出額の確認の強化について

福岡県生活衛生営業指導事業費補助金に係る実績報告書を閲覧したところ、補助金額定額は 22,268,000 円であった。このうち人件費 16,933,892 円、事業費 5,335,000 円の金額について、県に対して、具体的な内容確認、原始証憑との整合性の確認、人件費については賃金台帳との整合性の確認等を質問したところ、提出された書類の内容確認は行っているが、原始証憑や賃金台帳等との整合性確認までは実施していないとのことであった。

補助金は実施された事業の実績に基づき交付されるものであり、支出額について具体的な確認等を実施していない場合は、補助金額の正確性に疑念が生じかね

ない。

よって、県は、本補助金に係る支出額の確認の強化を図る必要がある。具体的には、支出額のうち重要な科目について、具体的な内容を詳細に把握する、原始証憑との整合性を確かめる等が考えられる。

④ 【意見 15】株式会社日本政策金融公庫融資に係る知事の推薦事務委託に係る支出額の確認の強化について

株式会社日本政策金融公庫融資に係る知事の推薦事務委託は、業務委託契約書第10条に「実績報告書について審査」を行い、「委託料の額を確定」する旨、及び同契約書第12条に「第10条に基づく確定額」に応じて過払金を返還する旨の規定があり、委託料の確定額に係る検査が重要であると考えられる。令和4年度の実績では、契約額及び委託料の確定額は907,899円である。

本事業に係る確定額に係る検査方法について質問したところ、提出された書類の内容確認は行っているが、原始証憑や賃金台帳等との整合性確認までは実施していないとのことであった。

前述のとおり、委託料の確定額に係る検査が重要であり、支出額について具体的な確認等を実施していない場合は、委託料の確定額の正確性に疑念が生じかねない。

よって、県は、特に、本事業のように委託料に係る過払金の返還があるような場合は、委託料の確定のため、支出額の確認の強化を図る必要がある。具体的には、支出額のうち重要な科目について、具体的な内容を詳細に把握する、原始証憑との整合性を確かめる等が考えられる。

エ. 公社等外郭団体におけるガバナンスについて

① 【意見 16】監事監査の有効性について

生活衛生営業指導センターでは、決算及び会計業務の相談について、特定の税理士事務所に会計顧問業務を委託している。しかし、当該税理士事務所の代表者は生活衛生営業指導センターの監事も兼ねている。

すなわち、会計顧問業務の実施者と監事が同一である。この場合、監事は自身が助言した決算書に対して監査を行うこととなり、事実上、自己監査となってしまう可能性を否定できず、監査の有効性に疑念が生じかねない。

よって、生活衛生営業指導センターは、監事監査の有効性を強化するため、会計顧問業務の受託者と監事を明確に分けることが望ましいと考える。

また、「ア. 県の指導、監督、助言等について①中期経営計画に係る運営指導について」にも記載したとおり、中期経営計画の策定については、団体の最高意思決定機関である理事会の審議を経て決定することが望ましい。

オ. 会計処理及び資産管理等について

① 【意見 17】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る支出内容の妥当性について

前述のとおり、福岡県生活衛生営業振興事業補助金は、生活衛生営業指導センターを介して各生活衛生同業組合に対して助成が行われる間接補助の性質を有している。

生活衛生営業指導センターを介して各生活衛生同業組合に対して行った助成について、実績に係る資料を閲覧したところ、次のとおりの支出が計上されていた。

<生活衛生同業組合に対する助成の対象となる支出>				(単位:千円)
生活衛生同業組合名称	支出内容	金額	摘要	
福岡県クリーニング生活衛生同業組合	不織布マスク	550	25 円 × 20,000 枚 × 1. 10	
福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合	宿泊代	314	北九州市地区 19 名 福岡地区 22 名	
	食糧費	507		

(出所:「所要額調書」を基に監査人作成)

生活衛生営業指導センターに対し、福岡県クリーニング生活衛生同業組合で計上されている不織布マスクについては 2 万枚のマスクの配布及び使用状況を確認しているか質問したところ、そこまでは確認していないことである。また、同様に、福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合で計上されている宿泊代と食糧費について、助成の支出対象として妥当なのか質問したところ、ホテルにおけるマナー等を研修で学ぶものでないと判断したとのことである。しかし、宿泊代と食糧費がどのような場合に問題ないと判断されるか等を整理した助成に関する規程等は策定されていない。

本補助金は間接補助であり、1 次的に補助を行う県からは最終的に助成を受けた団体における資金の管理、事業の実施状況が把握し辛い。また、上記のとおり、生活衛生営業指導センターでは、不織布マスクの使用状況は把握されておらず、さらに宿泊代と食糧費の支出についての助成に関する規程等は策定されていないことから、助成内容の有効性や妥当性に疑念が生じかねない。

よって、生活衛生営業指導センターは、助成の対象となる支出内容について内容把握を強化するとともに、宿泊代や食糧費等の支出に留意した助成に関する規程等を策定することが望ましいと考える。

② 【意見 18】パソコン購入に係る資産計上について

令和 4 年度における物品等の購入実績を把握したところ、令和 5 年 2 月にパソ

コン1台が購入されている。ただし、当該パソコンについては備品台帳には計上されていない。

この件について生活衛生営業指導センターへ質問したところ、実質的には、当該パソコンは公益財団法人全国生活衛生営業指導センターで購入されたものであり、生活衛生営業指導センターは譲渡を受けたものである。このため、当該パソコンについては、特段の会計処理はしておらず、備品台帳にも計上していないことがある。また、譲渡に関する書類は特段無いとのことである。

生活衛生営業指導センターで購入していない場合であっても、現状の所有権は同センターにある以上、パソコンに関する管理は必要である。

よって、生活衛生営業指導センターは、当該パソコンについて資産計上に係る会計処理を行うとともに、備品台帳に計上し、現物管理も行うことが望ましいと考える。

## 5. (社福) 福岡県厚生事業団

### (1) 外郭団体の概要

#### ア. 団体の概要

(令和4年4月1日時点)

団体名	社会福祉法人福岡県厚生事業団			
所管部署	福祉労働部障がい福祉課			
所在地	古賀市千鳥3-1-1			
設立年月日	昭和55年11月1日			
出資（出えん）	出資総額	10,000千円	県出資額（率）	10,000千円（100%）
状況	他の出資者及び出資額			
職員数	役員8名（うち非常勤6名）	職員30名（うち非常勤1名）		
設立目的	県が設置する障がい者支援施設等の運営を適切かつ効率的に行うことにより、福岡県における社会福祉の増進に寄与する。			

#### イ. 事業内容

##### 【福岡県障がい者リハビリテーションセンターの管理運営事業】

障がいがある方が自立できるように社会生活への参加を想定したプログラムの提供を行っている。また、高次脳機能障がい者への支援相談や訓練施設として様々なプログラムを提供している。

当センターは、社会参加を想定した実践的なプログラムを提供している。このプログラムはセンター退所後、円滑に社会生活に移行できるよう組み立てられている。セルフケアが自立した方から独居生活や就労が目前に控えた方まで、その残存能力や目標、QOLに合わせて基本プログラム・選択プログラム・目標志向型プログラムと段階的に提供を行っている。

###### ①基本プログラム

利用者全員を対象として、理学療法（PT）、作業療法（OT）、言語療法（ST）、心理療法の医療リハビリテーションを行っている。PT・OTは自主訓練が主体で、STはグループで行っているのが特徴であり、心理療法は個別カウンセリングや神経心理学的評価を行っている。さらに、この基本プログラムでは自室や日頃利用するトイレ・洗面所の清掃、ベッドメイキングなどを自身で行い家庭復帰後も家族としての役割が果たせるように実施している。

###### ②選択プログラム

10種類の選択プログラムは、復職、障がいのためにあきらめていた趣味の再開、新しい趣味や社会活動の開拓、QOLの向上を目的としたもので、職員だけではなく、ボラン

ティア・地元企業・地域の施設や団体と協力して実践している。選択プログラムはグループで行い、グループリーダーはメンバーの中から選ばれ、職員等と協議してプログラムを進めている。職員等はオブザーバーとして対応し、メンバー同士で企画・立案・実践し、メンバーのエンパワメントを高めている。

### ③目標志向型プログラム

障がいのある方が残された能力を生かして、地域社会において、自分らしく充実した生活ができるように、課題やゴールに向けたリハビリテーションを行いながら、社会生活を高めていく。

#### (高次脳機能障がい者支援)

当センターとともに、他の3機関（産業医科大学病院、久留米大学病院及び福岡市心身障がい福祉センター）とともに、高次脳機能障がい者支援拠点機関として支援ネットワークを構成している。

- 定期的な家族支援相談会の実施
- 行政機関、医療機関及び教育関係者等対象の支援セミナー、講演会の開催

#### 【診療所】

##### ①相談・外来診療

##### ②個別評価

臨床心理士による神経心理学的評価や日常生活状況をもとに総合的に診断する。

##### ③リハビリテーションおよびハビリテーション（通所・入所可）

個別に認知機能特性を評価し、日常生活動作やコミュニケーション場面、就労を想定したプログラムなど、リハビリテーションおよびハビリテーションを実施し、就労・就学支援を行っている。

##### ④就労・就学支援

ご本人の認知特性を学校や職場が適切に理解できるよう、わかりやすく説明し対応している。新規就労に関しては、就労関係機関と連携し進めていく。

## ウ. 県の財政的・人的支援の状況

### ①財政的支援

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	摘要
委託料	62,475	72,804	55,391	
（うち随意契約）	3,047	3,115	3,225	
補助金	16,047	0	3,000	退職金補助(R2) 物価高騰対策補助(R4)

交付金・負担金・出資金	-	-	-	-
県借入金残高	-	-	-	-
県の損失補償契約等に基づく債務残高	-	-	-	-
県職員人件費	-	-	-	-
(うち県支給分)				

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和4年度）  
該当なし

### ③県の人的支援の状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		うち 県職員	うち 県 退職者	うち 県職員	うち 県 退職者	うち 県職員	うち 県 退職者
役 員	常勤	2	0	1	2	0	1
	非常勤	6	0	0	6	0	3
職 員	常勤	31	0	2	30	0	2
	非常勤	1	0	0	1	0	0

## 工. 財務諸表の期間比較

### ①貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	123,362	108,541	110,928
固定資産	40,223	34,787	30,865
資産合計	163,585	143,327	141,793
流動負債	41,146	24,451	25,944
固定負債	19,052	13,601	12,786
負債合計	60,198	38,052	38,730
基本金	10,000	10,000	10,000
積立金等	0	0	0
次期繰越活動増減差額	93,386	95,275	93,062
純資産合計	103,386	105,275	103,062

②正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
サービス活動収益	303,722	279,352	279,094
サービス活動費用	304,356	279,575	287,512
サービス活動増減差額	-633	-224	-8,418
サービス活動外収益	1,375	958	6,148
サービス活動外費用	0	0	0
サービス活動外増減差額	1,375	958	6,148
経常増減差額	741	734	-2,270
特別収益	0	1,155	1,095
特別費用	7,275	1	1,038
特別増減差額	-7,275	1,155	57
当期活動増減差額	-6,534	1,889	-2,213
前期繰越活動増減差額	99,920	93,386	95,275
次期繰越活動増減差額	93,386	95,275	93,062

才．事業の活動指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
自立訓練 機能訓練（人／日）	人	75	50.1	63	51.5
自立訓練 生活訓練（人／日）	人	24	24	25	27.7
リハセンター施設入所支援（人／日）	人	83	60.2	76	62.9
高次脳機能障害支援事業（相談件数）	件	600	523	530	704
退所者の地域生活移行率	%	80	79.6	80	81.8
高次脳機能障がい者新規受入人数	人	-	15	17	35
就業率（雇用）	%	-	26.5	27	18.2
職員に対する人事評価制度の導入	-	実施	未実施	-	検討
指標の設定に関する留意事項	令和4年度新設指標については令和3年度目標値なし。人事評価制度導入はR8導入に向けた指標であるため中途での目標なし。				

カ．事業の財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
県財政支出率	%	18.3	25.3	25	20.5
令和4年度の実績値の算式					

外来診療件数	件	-	321	330	304
令和4年度の実績値の算式					
指標の設定に関する留意事項	外来診療件数については、歳入に直結するため、団体として財務指標に設定しているもの。また、令和4年度から実績の算定方法を変更したため、令和3年度目標値を不記載。(従前の算定方法 令和3年度：目標値200、実績値121)				

## (2) 監査の結果及び意見

### ア. 県の指導、監督、助言等について

#### ① 【意見19】中期経営計画に考慮すべき事項について

当社会福祉法人は、平成18年4月1日から福岡県と福岡県障がい者リハビリテーションセンター管理業務に関して、指定管理者協定を締結し、現状では第5期（令和3年4月1日から5年間）の協定が進行中である。各年度の委託料は、平均すると毎年約5,000万円である。令和4年度の事業活動計算書の社会福祉事業の事業活動内訳表を参考にすると次の通りである。

(単位：千円)	法人本部	福岡県障がい者リハビリセンター	診療所	内部取引消去	全体
収益	52,166	217,744	9,183		279,094
費用(人件費、事業費、事務費等)	10,357	272,650	4,504		287,512
サービス活動増減差額	41,808	-54,905	4,679		-8,418
サービス活動外増減差額	4	6,141	2		6,418
特別増減差額	-40,575	46,495	-5,864		56
(うち)事業区分間繰入金収益		5,864		-5,864	-
(うち)事業区分間繰入金費用			-5,864	5,864	-
(うち)拠点区分間繰入金収益		40,575		-40,575	-
(うち)拠点区分間繰入金費用	-40,575			40,575	-
当期増減差額	1,237	-2,268	-1,182	-	-2,213

(出所：令和4年度事業活動内訳表、社会福祉事業事業活動内訳表、法人単位事業活動計算書)

令和2年度から令和4年度まで事業活動内訳表を閲覧したが、毎年約5,000万円～6,000万円の指定管理料が収入の一部として計上されており、結果として法人全体では数百万単位での増減差額（黒字、赤字）を計上している。また、法人本部の収益に計上されている52,166千円が指定管理者協定に基づく管理業務料である。この管理業務料を受けて法人全体での収支は何とか均衡に近い状態に保てていると考えられる。

しかしながら、指定管理者制度は公募を原則としており、将来においても指定管

理者協定を締結できるとは限らないため、締結できない可能性も考慮して将来の中期経営計画等も考えていくのが望ましいと考える。

イ. 県の人的支援・財政支出等について

県からの派遣職員及び退職者による人的支援について、ヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。財政支出についても、特に記載すべき事項はなかった。

ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料及び補助金につき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ. 公社等外郭団体におけるガバナンスについて

団体のガバナンスにつき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

オ. 会計処理及び資産管理等について

① 【意見 20】徴収不能引当金の財務諸表上の表示と規程の相違について

当社会福祉法人では、令和 2 年度（令和 3 年 3 月期）から、事業未収金に関して、回収が困難である債権に関して、徴収不能引当金を計上する方針となった。その際に、経理規程には、「前項に規定する徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。」と記載されている。しかし、財務諸表上は、債権額は全額計上し、かつ、徴収不能引当金をマイナス計上するといふいわゆる間接控除方式をとっている。基本的には、財務諸表の表示は、経理規程に従うべきである。

## 6. (公財) 福岡県リサイクル総合研究事業化センター

### (1) 外郭団体の概要

#### ア. 団体の概要

(令和4年4月1日時点)

団体名	公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センター		
所管部署	環境部循環型社会推進課		
所在地	北九州市若松区ひびきの2-1		
設立年月日	平成4年1月10日（平成25年4月1日に公益法人に移行）		
出資（出えん）	出資総額	100,000千円	県出資額（率） 100,000千円（100%）
状況	他の出資者及び出資額		
職員数	役員9名（うち非常勤8名）	職員20名（うち非常勤8名）	
設立目的	循環型社会の構築に関する事業を行い、もって県民の快適で住みよい生活環境づくりと産業経済の健全な発展に資すること。		

#### イ. 事業内容

##### 1 研究開発事業

廃棄物ごとの再資源化技術や社会システムの研究開発を通じて循環型社会の形成を推進するために、産学官民による研究会9テーマ及び事業化に向けた研究を行う共同研究プロジェクト2テーマを編成し、研究開発事業に取り組んだ。

###### (1) 研究会テーマ

- ・プラスチック再生材の市場・利用可能性に関する研究会
- ・SDGs 2 「飢餓をゼロに」に向けて製鐵所副産物から製造する新規農業資材の活用技術開発研究会
- ・使用済みサーメットチップによる光熱変換材料研究会
- ・珪砂副生成物を活用した高取焼用粘土の開発研究会
- ・糖含有廃棄物を活用した農業用土壤還元消毒技術の開発研究会
- ・大豆の増収を目指した剪定枝・草チップを原料とする堆肥の調製・施用サービス事業化研究会
- ・産業廃棄物を出発原料とした二酸化炭素の固体捕捉剤の開発研究会
- ・浮遊選鉱法によって改質した燃焼灰を使用したジオポリマーコンクリートによる実建物の実証研究会
- ・消化汚泥からの緩効性肥料生産に関する研究会

###### (2) 共同研究プロジェクトテーマ

- ・濃縮バイオ液肥製造に関する事業化プロジェクト
- ・バイオマス発電所焼却灰有効利用プロジェクト

## 2 環境情報事業

環境リサイクル技術や社会システムに係る情報を収集し、リサイクル技術や県内企業の紹介並びにセンターの共同研究や活動についての情報をインターネットにより発信した。

## 3 環境人材育成・ネットワーク事業

センターの研究成果について発表会を行うとともに、各種展示会等に出展し情報を発信した。

### (1) 研究成果発表会（令和4年7月7日）

令和3年度で終了した共同研究プロジェクト及び研究会について、研究成果発表会を会場とオンラインで同時開催した。

#### (発表テーマ)

- ・廃棄キノコ抽出物による植物由来ヒト型セラミド製造プロジェクト
- ・廃電池仕分け作業の自動化システムの開発プロジェクト
- ・乾留技術を利用したタイヤ部材リサイクルの事業化研究会
- ・未利用アカモクからの化粧品・食品原料等の製品化を目指す研究会
- ・木質バイオマスを母材とする成形材料の開発研究会

### (2) 展示会

環境リサイクル技術等の展示会に出展し、センターの事業成果の情報発信を行った。

- ・県庁ロビー展（環境月間） 令和4年6月1日～30日（福岡県庁）
- ・エコテクノ2022 令和4年7月6日～8日（北九州市）

## 4 プロジェクト事業

リサイクルシステムの構築や本県リサイクル産業の振興を図るため、以下の事業を行った。

### (1) 食品ロス削減推進事業

製造・流通、外食・販売、消費の各段階で発生する食品ロス（食べられるのに食用にせず廃棄する食品）の削減を推進するため、フードバンク活動の普及・促進事業を実施した。

### (2) リサイクル拠点化促進事業

ア 研究成果の全国への普及を図るため、ホームページ上で常時アクセスできる研究成果紹介動画を作成した。

イ 事業化に至った共同研究テーマ等の循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰の受賞（3件）

ウ 事業化に至った共同研究テーマ等の福岡県循環型社会形成推進功労者知事表彰（1件）

- エ 福岡県食品ロス削減優良取組知事表彰（1件）
- オ 事業化に至った共同研究等について記者発表
- カ パンフレットの改訂・センターの紹介と取組事例に関するパンフレットを改訂

（3）県産リサイクル製品認定事業

県産リサイクル製品認定制度の認定製品の利用促進を図るために、リサイクル製品製造業者への実態調査、認定品目素案・認定基準案の作成、認定申請に係る現地調査等を実施した。

（4）廃棄太陽光パネルスマート回収システム構築事業

廃棄太陽光パネルをコスト効率的に回収・リサイクルできる仕組みと体制を福岡県に構築するための事業を実施した。

（5）3Rネットワーク構築事業

センターを中心とした従来のネットワークを拡大・強化し、異業種間交流の促進による共同研究や新ビジネスの創出を目的として、「ふくおか3Rメンバー」を運営し、特別講演、ニーズ・シーズ発表会、交流会、展示会出展支援、メールマガジン配信を行った。

（6）プラスチック資源循環促進事業

プラスチックの排出者、処理業者、再生・利用事業者等と連携することで自動車部品プラスチックを効率的に回収・リサイクルできる仕組みと体制を構築した。

（7）使用済プラスチック回収・再資源化実証事業

クリーニングの衣類用カバー及び医薬品のボトルを対象品目として新たな自主回収・再資源化スキームを構築するための実証事業を実施した。

（8）車載リチウムイオン電池のリユース・リサイクル実証事業

北九州市で廃自動車のリチウムイオン電池（LIB）の取り外し（ロボット）から、劣化診断、放電、解体・選別（ロボット）、コバルト・ニッケル回収までの一貫処理について、CO<sub>2</sub>削減に資する全体最適リユース・リサイクル技術・システムの実証を共同で行った（センターはリユース／リサイクルシステム全体の事業性評価及びLCA評価を担当）。

（9）使用済太陽電池モジュールスマート回収モデル調査事業

廃棄太陽光パネルの回収スキーム、適正処理を検証するための調査研究事業を実施した（NEDOの「太陽光発電主力電源化推進技術開発/研究開発項目（IV）動向調査等」を受託）。

（出所「リサイクル総合研究事業化センター令和4年度事業報告書」を基に監査人作成）

ウ. 県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託料	148,117	142,175	141,866
(うち随意契約)	148,117	142,175	141,866
補助金	0	0	0
交付金・負担金・出資金	0	0	0
県借入金残高	0	0	0
県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県職員人件費	96,831	91,324	85,872
(うち県支給分)	66,471	62,792	58,093

②県有財産の無償(または減額)による貸付(または使用)について(令和4年度)

該当なし

③県の人的支援の状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		うち 県職員	うち 県 退職者	うち 県職員	うち 県 退職者	うち 県職員	うち 県 退職者
役員	常勤	1	1	0	1	1	0
	非常勤	8	1	0	8	1	0
職員	常勤	12	10	0	13	10	0
	非常勤	9	0	0	9	0	0

エ. 財務諸表の期間比較

①貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	35,953	51,363	46,840
固定資産	213,320	109,824	105,719
資産合計	249,273	161,187	152,559
流動負債	39,709	55,169	50,775
固定負債	9,564	5,518	1,393
負債合計	49,273	60,687	52,168
指定正味財産	200,000	100,500	100,391
一般正味財産	0	0	0
正味財産合計	200,000	100,500	100,391

## ②正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	157,324	157,018	152,367
経常費用	157,324	157,018	152,367
評価損益等	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
経常外収益	0	100,000	0
経常外費用	0	100,000	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0

### オ. 事業の活動指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
研究会編成数	件数	10	8	10	9
共同研究プロジェクト編成数	件数	5	4	4	2
実用化件数	件数	2	3	2	2
HP 更新数	件数		48	50	39

### カ. 事業の財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
国庫補助事業等への申請件数	件	2	2	1	2
国庫補助事業等の採択件数	件	2	1	1	2
県財政支出率	%	98.3	90.5	90	93.1
人件費率	%	49.5	49.1	49	48

### (2) 監査の結果及び意見

#### ア. 県の指導、監督、助言等について

##### ① 【意見 21】中期経営計画に係る運営指導について

県は、指導要綱において、次のとおり、中期経営計画の作成について運営指導を行うこととしている。

(運営指導に係る留意事項)

第 6 条 所管部長は、常に公社等外郭団体の運営状況を把握し、次の事項に留意して、公社等外郭団体の運営指導を行わなければならない。

(中略)

(4) 中期経営計画等の策定

- ① おおむね3年から5年程度の中期経営計画を策定すること。
- ② 経営状況が悪化した場合等においては、抜本的な見直しを内容とした経営改善計画を策定すること。
- ③ 策定した中期経営計画等については、公表を行うこと。

(出所：福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱)

県に対して、リサイクル総合研究事業化センターが策定した中期経営計画の提出を依頼したところ、中期経営目標シートの提出を受けた。この中期経営目標シートは、公社等外郭団体の経営評価シートと様式が類似しており、「改善に向けた取り組みの方向性」「改善目標としての指標」等の様式は、経営評価シートと同一となっている。

このため、リサイクル総合研究事業化センターに対して、中期経営計画について質問したところ、中期経営目標シート以外に独自で定めた中期経営計画は無く、また、中期経営目標シートについては、理事会で審議の上決定しているものではない、とのことである。

一般的に、中期経営計画とは、団体が経営方針等を定め、中期的に目指す達成すべき目標、その目標のために取り組むべき実施事項等を記載した重要な計画である。このため、団体の最高意思決定機関で中期経営計画の内容を審議し決定することは言うまでもない。

しかし、リサイクル総合研究事業化センターでは独自の中期経営計画は策定されておらず、中期経営計画に相当する中期経営目標シートは理事会で審議の上決定されたわけではない。結果として、中期経営目標シートは形式的に作成されているのではないか、中期経営計画として妥当なのか、県は中期経営計画の策定について適切な運営指導を行ったのかについて疑念が生じかねない。

よって、県は中期経営計画の策定について、団体の最高意思決定機関である理事会の審議を経ること等の策定方法について運営指導を強化することが望ましいと考える。

イ. 県の人的支援・財政支出等について

① 【意見 22】事業別収支の把握について

リサイクル総合研究事業化センターは、(1) 公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センターの概要、イ. 事業概要に記載のとおり、研究開発事業等様々な事業を実施している。

当該事業の実施に係る財源の多くは県からの委託料である。令和4年度においては、県はリサイクル総合研究事業化センターと2件の委託契約を締結している。県が支出した委託料の概要是次のとおりである。

<令和4年度における委託料の概要>		(単位：千円)	
No	契約名称	当初契約額	精算額
1	令和4年度福岡県リサイクル総合研究事業化センター業務委託契約	142,799	128,671
2	令和4年度プラスチック再資源化促進業務	13,323	13,196

(出所：「県資料」を基に監査人作成)

県に対して、令和4年度の経営状況において、リサイクル総合研究事業化センターが行っている各事業における勘定科目毎の収支状況、すなわち各事業で人件費や委託料等の各勘定科目別の支出がどの程度発生しているかについて質問したところ、当該事業別の収支は把握していないとのことであった。

リサイクル総合研究事業化センターは様々な事業を実施しており、その内容は経営状況報告等に記載されている。しかし、事業毎の収支状況は経営状況報告等には記載されておらず、また、県は事業毎の詳細な収支状況の把握をリサイクル総合研究事業化センターに求めていない。

このため、特定の事業のコストが過剰に生じていないかといった事業別収支の観点からの問題点の把握はされていなかった。

よって、県は、リサイクル総合研究事業化センターに対して事業別の収支の報告を求め、事業報告の内容と照らし合わせることにより、事業別収支の観点から問題等が生じていないか検討することが望ましいと考える。

## ② 【意見23】リサイクル総合研究事業化センターの実証試験地について

リサイクル総合研究事業化センターは、北九州エコタウン実証研究エリア内にある県有地を管理している。リサイクル総合研究事業化センターの研究会、共同研究プロジェクトに採択された研究テーマは、当該土地を実証試験地として無償で使用できることとされている。

<リサイクル総合研究事業化センターの実証試験地の概況>		
所在	地目	面積
北九州市若松区向洋町10番26	雑種地	4,502 m <sup>2</sup>

(出所：登記嘱託書)

リサイクル総合研究事業化センターへ、当該土地の活用状況について質問したところ、数年間は活用していないとのことである。よって、当該土地の未利用が継続している状況に鑑み、当該土地を実証試験地として保有するに、有効活用で

きないか否か等の検討を行うことが望ましいと考える。

#### ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

##### ① 【意見 24】プラスチック再資源化促進業務における仕様書について

県は、リサイクル総合研究事業化センターに対してプラスチック再資源化促進業務を特命随意契約により委託している。

当該業務の県予算額は 18,985 千円に対して、リサイクル総合研究事業化センターからの見積額及び契約額は 18,871 千円であり、金額が近似している。

県が業務委託するに当たり作成した仕様書の内容は次のとおりである。リサイクル総合研究事業化センターは、仕様書の内容に基づき見積額を積算したと考えられるが、仕様書の業務内容は簡素な指示事項で、見積額の積算に必要と考えられる詳細かつ具体的な実施事項（プラスチック再資源化促進業務関係者会議における謝金及び旅費の単価、実証実験の具体的な回数や内容等）は不明瞭である。

##### 令和 4 年度プラスチック再資源化促進業務 仕様書

###### 1 事業の目的

プラスチックの排出者、再生・利用事業者等と連携することでプラスチックを効率的に回収・リサイクルできる仕組みと体制を構築する。これにより、プラスチック類の地域循環圏を構築するとともに、地域産業の育成を促進する。

###### 2 業務委託期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

###### 3 業務内容

###### (1) プラスチック再資源化促進業務関係者会議の運営

県内のプラスチック類の処理業者、再生・利用事業者等から構成される関係者会議を開催し、実証実験の実施方法など、プラスチックを効率的に回収・リサイクルできる体制の整備のために必要な事項について協議すること。

###### (2) リサイクルの各段階における実証実験の実施

自動車の整備・解体業者、処理業者、プラスチックの再生・利用事業者などが連携して、自動車内装材及びバンパー等のプラスチック類の効率的な回収・マテリアルリサイクルスキームの構築に向け、次に掲げる事項を目的とした実証実験をそれぞれ実施すること。

ア 自動車部品プラスチック類の回収の効率化

イ 再生プラスチックの利用用途の拡大

###### (3) 実績報告書の提出

事業終了後、実績報告書を福岡県環境部循環型社会推進課に提出すること。

###### 4 留意事項

###### (1) 事業の実施にあたっては、福岡県の条例等を遵守すること。

###### (2) 業務上知り得た企業情報等は適切に取扱い、他の目的に使用しないこと。

- (3) 事業の実施にあたっては、適宜、福岡県環境部循環型社会推進課と十分な協議を行うこと。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項については、福岡県環境部循環型社会推進課と別途協議すること。

(出所：令和4年度プラスチック再資源化促進業務仕様書)

以上から、契約時点において、事業者による具体的な積算が実施され、適切な金額で契約されているのか契約額決定のプロセスが不明瞭である。

特命随意契約は、競争性が働かない業者の選定方法であることから、契約額の妥当性、経済性等には特に留意が必要である。

このため、県は、本業務委託については、プラスチック再資源化促進業務の実施に係る具体的な内容を仕様書に記載した上で、リサイクル総合研究事業化センターへ見積書の作成を依頼すべきである。また、リサイクル総合研究事業化センターから提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施すべきである。

## ② 【意見 25】プラスチック再資源化促進業務に係る再委託に係る慎重な検討について

プラスチック再資源化促進業務の業務委託契約書には再委託に関して次のとおり規定されている。

(再委託等の禁止)

第4条 受託者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の処理を第三者に委託することについてあらかじめ委託者の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(出所：業務委託契約書)

リサイクル総合研究事業化センターは同業務の実施に当たり、外部の事業者へ業務を再委託している。再委託の状況は次のとおりである。

<プラスチック再資源化促進業務における再委託の状況>		(単位:千円)	
区分	総額	再委託額	再委託割合
見積書徴収時点における再委託の状況	18,871	15,842	83.9%
業務終了時点における再委託の状況	13,196	8,520	64.6%

(出所：「県資料」を基に監査人作成)

県は、再委託に関して書面で再委託の承認を行っている。しかし、業務委託契約書で認めているのは業務の一部を第三者へ委託することである。上表のとおり、見

積書を徵収した時点では8割を超える金額が再委託で予定されており、業務の一部と言えるのかが問題である。

この点、県に対して再委託の割合及び金額について、契約書で認められる業務の一部に該当し、問題ないことを検討しているか質問したところ、具体的な検討や整理を行ったわけではないとのことである。

業務の全部や大半が再委託となった場合、適切に業務が実施されるのかといった品質の確保に問題が生じかねない。また、そもそも県はリサイクル総合研究事業化センターではなく再委託先へ直接委託できたのではないかといった疑念も生じかねない。

よって、県は、外部への再委託に当たり、その割合及び金額が大きくなる場合には、業務の一部の処理に係る再委託であるか慎重に検討するとともに、検討した結果を文書として保存することが望ましいと考える。

### ③ 【意見 26】プラスチック再資源化促進業務に係る支出額の検査方法の体制構築について

プラスチック再資源化促進業務は、業務委託契約約款第14条に業務委託費の精算の規定があるため、委託料の確定額に係る検査が重要であると考えられる。令和4年度の実績では、当初契約額は18,871,000円、委託料の確定額は13,195,510円である。

本事業に係る確定額に係る検査方法について質問したところ、各金額の根拠資料まで確認しているとのことである。しかし、資料を閲覧する限り、どの程度の資料まで遡って確認したのか、例えば、賃金台帳や領収書等をどの程度確認したのか、確認した内容までは把握できなかった。

前述のとおり、委託料の確定額に係る検査が重要であるため、具体的に確認した内容等が把握できない場合は、委託料の確定額の正確性に疑念が生じかねない。

よって、県は、特に、本事業のように業務委託費の精算があるような場合は、委託料の確定のため、支出額の検査方法の体制構築を図ることが望ましい。

具体的には、支出額の確認方法について、重要な科目については原始証憑との整合性を確かめる等を記載したチェックシート等を作成した上で、検査実施することが考えられる。

### ④ 【意見 27】福岡県リサイクル総合研究事業化センター業務に係る支出額の検査方法の体制構築について

福岡県リサイクル総合研究事業化センター業務は、業務委託契約約款第15条に業務委託費の精算の規定があるため、委託料の確定額に係る検査が重要であると考えられる。令和4年度の実績では、当初契約額は151,078,000円、委託料の確定額は128,670,810円である。

本事業に係る確定額に係る検査方法について質問したところ、各金額の根拠資料まで確認しているとのことである。しかし、資料を閲覧する限り、どの程度の資料まで遡って確認したのか、例えば、賃金台帳や領収書等をどの程度確認したのか、確認した内容までは把握できなかった。

前述のとおり、委託料の確定額に係る検査が重要であるため、具体的に確認した内容等が把握できない場合は、委託料の確定額の正確性に疑念が生じかねない。

よって、県は、特に、本事業のように業務委託費の精算があるような場合は、委託料の確定のため、支出額の検査方法の体制構築を図ることが望ましい。

具体的には、支出額の確認方法について、重要な科目については原始証憑との整合性を確かめる等を記載したチェックシート等を作成した上で、検査実施することが考えられる。

#### エ. 公社等外郭団体におけるガバナンスについて

「ア. 県の指導、監督、助言等について①中期経営計画に係る運営指導について」にも記載したとおり、中期経営計画の策定については、団体の最高意思決定機関である理事会の審議を経て決定することが望ましい。

#### オ. 会計処理及び資産管理等について

##### ① 【意見 28】固定資産の管理体制の強化について

リサイクル総合研究事業化センターでは、同センターが管理及び保有する備品等について、年に1度等で定期的に現物確認を行っている。現物確認の方法は、備品等の種類によって、同センターの職員が確認する場合と研究会が確認する場合があるとのことである。

このため、令和4年度及び令和5年度に実施された備品等の確認結果が分かる書類の閲覧を依頼したところ、確認結果に関する書類は特段保管されていなかった。当該書類が保管されていない場合、実施者、実施時期、実施方法、実施結果等について内容を把握できず、適切な現物確認が実施されたのか不明瞭となる。

よって、リサイクル総合研究事業化センターは、備品等の現物確認を実施した場合は、実施者、実施時期、実施方法、実施結果等を記載した文書を保存することが望ましいと考える。

## 7. (公財) 福岡県産業・科学技術振興財団

### (1) 外郭団体の概要

#### ア. 団体の概要

(令和4年4月1日時点)

団体名	公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団		
所管部署	商工部新産業振興課		
所在地	福岡市早良区百道浜三丁目8-33		
設立年月日	平成元年11月1日		
出資（出えん）状況	出資総額 他の出資者及び出資額	200,000千円 北九州市 2,343千円 福岡市 2,343千円 本県市町村 4,685千円 民間企業 34社 11,012千円	県出資額（率） 179,617千円 (89.8%)
職員数	役員 14名（うち非常勤 13名） 職員 60名（うち非常勤 5名）		
設立目的	産学官の共同研究による創造的研究開発を推進する等により、科学技術の振興を図り、福岡県の産業構造の高度化や新たな産業の育成に貢献し、もって福岡県の産業の活性化と県民生活の質的向上に寄与する。		

#### イ. 事業内容

##### 【産学官連携・研究開発事業】

本県産業構造の転換を促進し、新事業を創出するための産学官共同研究事業をはじめ、国等からの受託事業を実施する。

##### 【ロボット・システム開発事業】

世界レベルの先端半導体開発拠点の構築を目指す「シリコンシーベルト (SSB) 福岡プロジェクト」により培ってきた半導体関連技術に情報通信技術・ロボット分野の先進的な技術を融合し、IoTなど新分野の製品やシステム開発による新産業の創出を目指す。

「ロボット・システム開発センター」「三次元半導体研究センター」及び「社会システム実証センター」を管理運営し、人材育成から研究開発、事業展開までを一元的に支援し、ロボット・システム関連技術開発及び新産業の創出を図る。

##### 【有機光エレクトロニクス関連事業】

「有機光エレクトロニクス実用化開発センター」において、研究シーズと地域のポテンシャルを連携・結集した共同研究をはじめ、企業等からの受託事業を実施する。

##### 【Ruby・コンテンツ関連事業】

「Ruby・コンテンツ産業振興センター」を運営し、Ruby 関連企業やコンテンツ産業振興の集積促進を図る。

ウ. 県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	適用
委託料	0	0	0	
(うち随意契約)				
補助金	253,724	263,079	399,841	福岡県産業・科学技術振興事業費補助金
交付金・負担金・出資金	0	0	0	
県借入金残高	0	0	0	
県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0	
県職員人件費	111,650	111,557	112,441	
(うち県支給分)	111,650	111,557	112,441	

②県有財産の無償(または減額)による貸付(または使用)について(令和4年度)

財産種別	使用目的	使用面積(m <sup>2</sup> )	算定基準額(千円)	減免額(千円)	支払額(千円)	減免理由
行政財産	福岡県 Ruby・コンテナ産業振興センターが事業を行うため	871.36			2,922	財政状況の悪化を防止し、県に寄与する事業を継続して実施するため
行政財産	福岡県 Ruby・コンテナ産業振興センターが事業を行うため	95.2			80	

③県の人的支援の状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度			
								うち県職員	うち県退職者
役員	常勤	1	0	1	1	0	1	1	0
	非常勤	13	2	2	13	2	2	13	2
職員	常勤	61	18	2	60	18	2	55	18
	非常勤	6	0	0	6	0	0	5	0

エ. 財務諸表の期間比較

①貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	382, 644	426, 997	334, 228
固定資産	1, 713, 063	1, 527, 442	1, 521, 967
資産合計	2, 095, 707	1, 954, 439	1, 856, 195
流動負債	315, 987	302, 637	162, 065
固定負債	26, 006	26, 427	27, 324
負債合計	341, 993	329, 064	189, 389
指定正味財産	200, 000	200, 000	200, 000
一般正味財産	1, 553, 714	1, 425, 375	1, 466, 806
正味財産合計	1, 753, 714	1, 625, 375	1, 666, 806

②正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	1, 208, 308	1, 124, 265	1, 205, 160
経常費用	1, 354, 066	1, 266, 913	1, 183, 976
評価損益等	-	-	-
当期経常増減額	-145, 758	-142, 648	21, 184
経常外収益	2, 361	14, 458	21, 684
経常外費用	88, 844	149	1, 436
当期経常外増減額	-86, 483	14, 309	20, 248
当期一般正味財産増減額	-232, 241	-128, 339	41, 432

オ. 事業の活動指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
コーディネーター派遣件数	派遣件数累計（件）	5, 432	5, 847	6, 247	6, 211
製品化件数	製品化件数累計（件）	267	287	300	304
入居企業数	入居企業数累計（社）	200	196	204	198
システム開発技術カレッジの受講者数	R3:受講者数累計 R4:当年度の受講者数(人)	21, 208	21, 713	1, 200	1, 549

カ. 事業の財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
人件費率	%	24%以内	28.3	28%以内	25.6
令和4年度の実績値の算式	人件費総額／経常収益×100 (%)				
正味財産比率	%	50%以上	83.2	80%以上	89.8
令和4年度の実績値の算式	正味財産合計／資産合計×100 (%)				
県財政支出比率	%	21%以内	23.4	23%以内	33.2
令和4年度の実績値の算式	県財政支出額／経常収益×100 (%)				
実証センター利用料収入	千円	31,000	14,980	21,060	13,429
令和4年度の実績値の算式	賃貸収入+利用料収入				
三次元センター機器利用料収入	千円	148,000	193,053	174,220	201,156
令和4年度の実績値の算式	利用料収入				
有機ELセンター受託収入	千円	147,000	171,352	168,071	196,825
令和4年度の実績値の算式	受託収入				

(2) 監査の結果及び意見

ア. 県の指導、監督、助言等について

団体への指導、監督、助言等について、各種資料閲覧およびヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。

イ. 県の人的支援・財政支出等について

県からの派遣職員及び退職者による人的支援について、ヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。財政支出についても、特に記載すべき事項はなかった

ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料及び補助金につき、各種資料閲覧及び県や財團職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ. 公社等外郭団体におけるガバナンスについて

理事会議事録等を閲覧した結果、理事会及び評議員会ともに適時に開催しており、団体のガバナンスについて、特に記載すべき事項はなかった。

オ. 会計処理及び資産管理について

① 【意見29】消費税精算の会計処理について

当財團では、以前より、消費税の中間支払いを行った際に「前払金」に計上して

いる。また、期末には、中間払分も含めて「未払金」に計上している。しかし、令和4年度（令和5年3月期）は、精算処理が行われておらず、中間で支払った消費税の金額が、「前払金」および「未払金」に同額、過大に計上されている。資産と負債が同額過大計上されている状態であり、損益等に影響はしない。しかし、決算期末には、失念しないように精算処理を行うのが望ましいと考える。

## ② 【意見30】消費税計上の科目的統一について

当財団では、消費税を計上する際に、費用項目である租税公課を使用している部門（実証センター等）と売上のマイナスとしている部門（Ruby事業等）が混在している。混在している理由は、部門の会計上、科目が設定されていないからとの理由である。基本的には、租税公課で統一するのが望ましいと考える。

## ③ 【意見31】消費税計上に係る過年度損益修正について

当財団では、部門数が多く、算定に時間要するため、概算により消費税計算を行っており、翌期に算出が確定してから、前期の未払計上額と翌期の確定額との差額を過年度修正損益で処理している。原則的には、その期で確定すべきであるが、状況的に困難であれば、やむを得ないことも考えられる。

ただし、毎年度、数百万円の差額が生じており、特に令和3年3月決算期には、1,200万円もの差額が発生しており、翌年度の損益に影響を与える過年度損益修正の金額としては大きいものと考える。できる限り、差額を生じさせないように検討することが望ましいと考える。

## 8. (公財) 水素エネルギー製品研究試験センター

### (1) 外郭団体の概要

#### ア. 団体の概要

(令和4年4月1日時点)

団体名	公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター					
所管部署	商工部自動車・水素産業振興課					
所在地	糸島市富 915- 1					
設立年月日	平成 21 年 3 月 6 日					
出資 (出えん)	出資総額	70,000 千円	県出資額 (率)	50,000 千円 (71.4%)		
状況	他の出資者及び出資額	岩谷産業株式会社 : 10,000 千円 ENEOS 株式会社 : 10,000 千円				
職員数	役員 4 名 (うち非常勤 2 名) 職員 23 名 (うち非常勤 0 名)					
設立目的	水素エネルギーの開発促進、水素エネルギー新産業の育成、集積により、福岡県の産業の活性化と県民生活の質的向上を目的とする。					

#### イ. 事業内容

当センターは、福岡県の取り組みである Hy-Life プロジェクトの五本柱の一つ「水素エネルギー新産業の育成・集積」を推進するための中核的施設である。中小・ベンチャー企業の水素エネルギー新産業への参入を支援するため、主に次の事業を行っている。

##### 【水素エネルギー関連製品の製品試験事業】

水素エネルギー関連製品の耐久性試験（環境、振動、圧力サイクルなど）や性能試験（耐圧、機密、ガス透過など）の共同実施

高圧の水素を使用できる試験設備を持たない企業に代わり、第三者機関として水素関連製品やそれらの材料について耐久性試験、性能試験、振動試験、気密試験、圧力サイクル試験、ガス透過試験、材料評価試験などを受託している。

当センターで実施する主な試験方法は次のとおりである。

##### ①高压水素ガスを使用した主な試験内容

試験名	内 容
ガスサイクル試験	水素を使って容器等へ指定した上限/下限圧力を繰り返し加減圧し、試験体への影響を確認する。 その際、環境温度を-40°C～+85°Cに設定することも可能。
ガス透過試験	試験体へ指定した圧力で水素を充てんし、透過量を測定する。
急速充てん試験	水素ステーションと同様の条件で繰り返し充てんを行い、試験体への影響を確認する。
気密試験	試験体へ指定した圧力で水素を充てんし、一定時間保持することで、気密性を確認する。
振動試験	振動中に、加湿・性状調整された水素を流通させ、その際、環境温度を-73°C～+180°Cに設定することも可能。

②不凍液等の液体を使用した主な試験内容

試験名	内 容
液圧サイクル試験	不凍液等の液体を使って試験体へ指定した温度条件で上限/下限圧力を繰り返し加減圧し、その影響を確認する。また、環境温度を-40°C～+85°Cに設定することも可能である。
高温クリープ試験	指定した温度及び圧力を一定時間保持し、試験体への影響を確認する。
破裂試験	試験体へ設計された圧力以上の圧力を加え、破裂する時の圧力を計測し、破裂時の状態を確認する。
膨張量測定試験	試験体へ指定された水圧を加圧し、膨張量を測定する。
外水圧試験	高圧水素を封入した試験体の外側を、水圧で加圧/脱圧することで、ガスでは長時間必要な圧力サイクル試験を短時間で模擬する。

【水素エネルギー関連製品の試験方法の研究開発事業】

水素エネルギー関連製品の実使用環境を模擬した試験方法を開発し、国内外標準化、基準適正化に反映。

水素関連製品に対する製品試験方法は、国際的にも国内的にも十分に整備されているとは言い難い状況である。

当センターでは実際の使用環境を模擬した試験方法を開発・提案し、製品試験へ反映している。そして、将来的に国内外基準の標準化、基準の見直しに関するデータ収集や提案を行う計画である。

【水素エネルギー関連製品の開発】

民間企業とのバルブ、継手等の製品や材料の共同研究開発。

当センターから高圧水素の取扱い技術や水素に関する各種情報、水素関連製品の試験方法に関する提案を行い、民間企業と共同でバルブや継手等の水素関連製品や材料の研究開発を行っている。

完成した試作品については法で定める認証取得のための支援も行っている。

【水素エネルギーに関する研究交流事業(セミナー開催・施設見学等)】

水素エネルギーに関する技術セミナーや安全講習等の開催及び施設見学会の実施セミナー・講習会の開催。

水素エネルギーと水素関連製品の普及、及び水素の利用に対する社会的な認知度向上を目指して、水素エネルギーに関する最新技術セミナーや安全講習等を開催している。

ウ. 県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託料	0	0	0
(うち随意契約)	0	0	0
補助金	0	0	0
交付金・負担金・出資金	0	0	0
県借入金残高	0	0	0
県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県職員人件費	16,167	7,603	2,683
(うち県支給分)	13,075	6,226	2,111
その他県からの支援等	水素関連の展示会にて共同出展等を実施。		

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和4年度）  
該当なし。

### ③県の人的支援の状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		うち 県職員	うち 県 退職者	うち 県職員	うち 県 退職者	うち 県職員	うち 県 退職者
役 員	常勤	2	0	0	2	0	0
	非常勤	2	1	0	1	2	0
職 員	常勤	24	1	0	23	1	0
	非常勤	0	0	0	0	0	0

※職員については令和4年度途中で帰庁

## エ. 財務諸表の期間比較

### ①貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	211,416	232,598	233,794
固定資産	2,011,106	1,979,474	2,010,272
資産合計	2,222,522	2,212,072	2,244,066
流動負債	75,152	56,239	66,949
固定負債	36,211	43,720	46,196
負債合計	111,363	99,959	113,145
指定正味財産	1,224,878	1,138,760	1,060,573
一般正味財産	886,281	973,353	1,070,347
正味財産合計	2,111,159	2,112,113	2,130,920

## ②正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	950,057	826,319	822,628
経常費用	1,023,910	739,145	725,634
評価損益等	0	0	0
当期経常増減額	-73,853	87,174	96,994
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	102	0
当期経常外増減額	0	-102	0
当期一般正味財産増減額	-73,853	87,072	96,994

### オ. 事業の活動指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
試験受注件数	件	240	279	260	315
新規企業からの受注件数	件	-	6	1	29

### カ. 事業の財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
県財政支出率	%	1	1.2	1.2	1.2
令和4年度の実績値の算式	県財政支出額/経常収益				
試験受注金額	千円	850,000	740,102	740,000	743,286
令和4年度の実績値の算式	製品受託試験の試験受注金額				

### (2) 監査の結果及び意見

#### ア. 県の指導、監督、助言等について

##### ①モニタリングにかかる事項

水素エネルギー製品研究試験センターは、県からの補助金を平成28年度以降受けておらず、県からの派遣職員の受入れも令和4年8月31日で終了しており、県が設立して運営を指導する団体としては数少ない独立性を保って運営が行われている法人である。

経営評価シートにおいても、高い評価を受けている団体である。

団体で閲覧した資料によれば、県から非常勤の理事、評議員が選出されており、定期的に開催される理事会、評議員会に出席しており活発に意見を述べている。

監査を実施した結果、特に記載すべき事項は発見されなかった。

#### イ. 県の人的支援・財政支出等について

##### (財政的関与について)

平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間の補助金の受取額については次の通りである。

(単位 : 千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
受取国庫補助金振替額	386, 362	389, 335	386, 925	331, 555	328, 376
受取地方公共団体補助金振替額	70, 501	53, 785	53, 451	23, 917	19, 977
福岡県補助金等	75, 401	75, 401	0	0	0
補助金振替額合計	532, 264	518, 521	440, 376	355, 472	348, 353
	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
受取国庫補助金振替額	327, 418	315, 382	75, 882	67, 950	67, 950
受取地方公共団体補助金振替額	18, 314	10, 236	10, 236	10, 236	10, 236
福岡県補助金等	0	0	0	0	0
補助金振替額合計	345, 732	325, 618	86, 118	78, 186	78, 186

平成 21 年 3 月の法人設立の際に、出資金として県から 1 億 5,000 万円、土地取得、建物の建築等で国から国庫補助金を、また、福岡県から補助金も受給している。これらの補助金については、貸借対照表において、正味財産の部の指定正味財産の内訳科目で国庫補助金及び地方公共団体補助金として計上される。その後、毎期、減価償却費計上額と同額を、正味財産増減計算書の経常収益の部において受取補助金等の内訳科目として受取国庫補助金振替額及び受取地方公共団体補助金振替額として計上されている。

また、上記補助金とは別に毎年度、県から経常的な補助金を受給していたが、平成 28 年度以降については、経常的な補助金等は受給していない。

県からの出資金についても当初の 1 億 5,000 万円のうち 1 億円は県へ返還しており、現在は 5,000 万円となっていることから、財政的な面での自立化が進んでいくと判断される。

監査を実施した結果、財政的関与に係る事項については、特段の結果ないし意見として記載すべき事項は発見されなかった。

(人的支援について)

① 【意見 32】派遣職員に係る人選について

令和 5 年 4 月 1 日現在、役員 4 名（うち非常勤役員 2 名）、職員 24 名という体制である。

常勤役員である理事長兼センター長兼事務局長、理事兼副センター長は民間企業で経験を積んだのちに当団体に入社している。非常勤役員については、福岡県職員が任命されており報酬は無報酬である。

令和 3 年 3 月 25 日に、当団体と県が締結した「公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センターへ派遣する派遣職員に関する取決め書」に基づき、県は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで福岡県から職員を派遣させていた。しかし、当団体と県は、令和 4 年 8 月 25 日に「公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センターへ派遣する派遣職員の変更に関する取決め書」を改めて締結しており、派遣期間を令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までと期間短縮の変更を行ったことにより、現在は福岡県からの派遣職員の受け入れは行われていない。

県職員の派遣については、財団が策定し県が承認している財団の中期経営計画（計画期間 R 4～R 8 年度）にて、適正な職員配置による効率的な組織運営を目的に、県派遣職員を計画期間中に 0 人にする 것을目標としており、経営計画との整合性の観点から、現時点では県職員派遣再開の予定は無い。

財団ガバナンスの確保については、今後、財団内で新たな事務局長を選任し、理事長と事務局長の兼任を解除することでガバナンスの確保を図るよう、必要に応じて財団に働きかけていくとのこと。

よって、県はガバナンスの観点から、できるだけ早く、事務局長の適正な人選を支援していくことが望ましいと考える。

ウ．監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料、補助金及び貸付金につき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ．公社等外郭団体におけるガバナンスについて

評議員会の運営状況について、令和 4 年度における評議員会の議事録のレビュー、各参加評議員の発言内容の確認、関係書類の確認及びヒアリングをおこなった結果、必要とされる決議事項が適正に上程され決議されていると判断される。

監査を実施した結果、評議員会の運営状況については、特段の結果ないし意見として記載すべき事項は発見されなかった。

### ① 【意見 33】監事体制の強化について

当団体は公益財団法人会計に準拠して事業報告を作成しており、次の財務諸表等を作成している。

1. 事業報告
2. 貸借対照表
3. 正味財産増減計算書
4. 正味財産増減内訳表
5. 附属明細書
6. 財産目録

収益、負債等の基準が会計監査人設置基準を満たしていないことより、会計監査人は設置されていない。また、定款第 10 条により事業報告については、監事が監査することになっており公認会計士の資格を持つ非常勤の監事が監査を実施担当している。

監事は、会計監査のほか定款第 27 条において理事の職務の執行を監査することも要求されている。会計監査人の設置義務がないことにより非常勤監事 1 名に会計監査と業務監査を担当させることについて時間的に制約があると思われる。

令和 4 年度の 7 回の理事会のうち監事の出席が 4 回となっていることを考慮するとともに、定款第 24 条においてもでは監事は 2 名以内と規定されていることからも、当法人は、監事を 2 名に増員して監査体制を充実させることが望ましいと考える。

### オ. 会計処理及び資産管理について

県及び団体に対する質問、関連資料の閲覧を行ったが、特に記載すべき事項はなかった。

## 9. (公財) 福岡県農業振興推進機構

### (1) 外郭団体の概要

#### ア. 団体の概要

(令和4年4月1日時点)

団体名	公益財団法人福岡県農業振興推進機構		
所管部署	農林水産部水田農業振興課		
所在地	福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館2階		
設立年月日	昭和46年3月15日		
出資（出えん）状況	出資総額 他の出資者及び出資額	100,000千円 福岡県農業協同組合中央会：40,000千円 福岡県土地改良事業団体連合会：1,000千円 市町村：9,000千円	県出資額（率） 50,000千円（50%）
職員数	役員11名（うち非常勤9名） 職員29名（うち非常勤1名）		
設立目的	農地の集約化による経営規模拡大と生産性の向上、新規就農促進等の農業担い手への支援に関する事業等を行い、本県農業の活性化と豊かな県民生活の向上に寄与することを目的とする。		

#### イ. 事業内容

農業者の高齢化や担い手の減少等、農業・農村を取り巻く情勢の変化を踏まえ、県では「福岡県農林水産振興基本計画」において、「稼げる農林水産業の実現、食と暮らしを支える農山漁村づくり」を目標に掲げ、その取組が進められている。

当推進機構は、平成26年度に県から「農地中間管理機構」の指定を受け、県、市町村、農業委員会及び農業団体などと連携し、「農地中間管理事業」による担い手への農地の集積に取り組んでいる。

令和4年5月には、農業経営基盤強化促進法等の改正が行われ、地域における農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた、「地域計画」が法定化されたことから、農地利用調整戦略室が中心となり、地域での話し合いを進めるための「農地利用調整システム」整備を行い、担い手への農地の集積・集約化の取組を強化した。

新規就農支援についても、関係機関との連携のもと、就農希望者に対する個別相談等に取り組んだ。

##### 【農地中間管理事業】

農地所有者から借り受けた農地を、担い手がまとまりある形で農地を利用できるよう、配慮して貸付けることにより農業経営の規模拡大、農業への参入促進等を図る。

##### 【農地売買等事業（特例事業）】

農業委員会の斡旋や市町村からの申し出により、離農者・規模縮小農家の農地を農地所有者から買い入れ、担い手農家に売り渡しを行い農業経営の規模拡大、農地の集団化

の促進を図る。

**【就農支援対策事業】**

就農相談窓口の設置や新規就業セミナーへの参画により、新規就農希望者に対して、就農に関する助言や各種情報の提供、関係機関への紹介・斡旋などの就農支援を行う。

ウ. 県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託料	0	0	1,698
(うち随意契約)			1,698
補助金	159,830	209,854	235,197
交付金・負担金・出資金	0	0	0
県借入金残高	1,818	22,000	0
県の損失補償契約等に基づく債務残高	137,431	117,179	106,868
県職員人件費	0	12,061	25,515
(うち県支給分)	0	12,061	25,515

②県有財産の無償(または減額)による貸付(または使用)について(令和4年度)

財産種別	使用目的	使用面積(m <sup>2</sup> )	算定基準額(千円)	減免額(千円)	支払額(千円)	減免理由
普通財産						
行政財産	法人職員の配置(福岡農林)	3.3	52	25	27	公益性
行政財産	法人職員の配置(朝倉農林)	6.6	59	27	32	〃
行政財産	法人職員の配置(八幡農林)	3.3	35	16	19	〃
行政財産	法人職員の配置(飯塚農林)	3.3	26	12	14	〃
行政財産	法人職員の配置(筑後農林)	4.0	46	21	25	〃
行政財産	法人職員の配置(行橋農林)	3.3	32	14	18	〃

③県の人的支援の状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		うち 県職員	うち県 退職者	うち 県職員	うち県 退職者	うち 県職員	うち県 退職者
役 員	常勤	1	0	1	2	0	2
	非常勤	8	3	0	9	2	1
職 員	常勤	22	0	9	22	0	9
	非常勤	1	0	0	1	0	0

エ. 財務諸表の期間比較

①貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	287,093	306,859	289,544
固定資産	260,905	260,733	260,649
資産合計	547,998	567,592	550,192
流動負債	201,192	219,995	202,632
固定負債	0	0	0
負債合計	201,192	219,995	202,632
指定正味財産	259,200	259,200	259,200
一般正味財産	87,607	88,397	88,360
正味財産合計	346,807	347,597	347,560

②正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,681,238	1,827,934	1,733,313
経常費用	1,682,711	1,827,143	1,733,379
評価損益等	0	0	0
当期経常増減額	-1,473	791	-67
経常外収益	5,095	4,542	1,158
経常外費用	4,448	4,542	1,128
当期経常外増減額	647	0	29
当期一般正味財産増減額	-825	791	-37

オ. 事業の活動指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
農地中間管理事業(農地貸借面積)	ha	1,500	576	1,100	794
特例事業(農地買入面積)	ha	92	146	140	130
就農相談件数(県外開催フェアを含む)	件	150	204	180	268

カ. 事業の財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
自主財源額	千円	33,000	42,119	38,000	36,405
令和4年度の実績値の算式	農地売買手数料：36,405千円				
県財政支出率	%	8	11.2	17	13.4
令和4年度の実績値の算式	補助金等 232,695千円 ÷ 経常収益 1,733,313千円 ≈ 13.4%				
農地中間管理事業賃料の延滞額	千円	0	405	0	1,040
令和4年度の実績値の算式	農地中間管理事業未収金：1,040千円				

(2) 監査の結果及び意見

ア. 県の指導、監督、助言等について

団体への指導、監督、助言等について、各種資料閲覧およびヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

イ. 県の人的支援・財政支出等について

県からの派遣職員及び退職者による人的支援について、ヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。財政支出についても、特に記載すべき事項はなかった。

ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料及び補助金につき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ. 公社等外郭団体におけるガバナンスについて

団体のガバナンスにつき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

オ. 会計処理及び資産管理等について

水田農業振興課に対する質問及び関連資料の閲覧や福岡県農業振興推進機構に対する質問及び関連資料の閲覧を行い、監査を行った。

① 【意見 34】未収入金の貸倒れリスクへの対応について

農地中間管理事業で、現在未収入金の管理を適切に行われており、現状で1年超の未回収案件は発生していないが、令和7年4月以降、農業経営基盤強化促進法改正で、農地の貸借をすべて機関で管理する必要があり、取引量が増加し、未収入金が増加することで貸倒れのリスクが非常に高くなることが予想されている。

現在、福岡県農業振興推進機構が中心に九州各県の同機関とともに、国に対して、未収入金の貸倒れが発生した場合その対応目的の基金を設立してもらえるよう進言をしている状況と伺っている。国の動向を踏まえ、必要に応じて未回収リスクを低減するための施策パターンを検討することが望ましいと考える。

## 10. (公財) 福岡県水源の森基金

### (1) 外郭団体の概要

#### ア. 団体の概要

(令和4年4月1日時点)

団体名	公益財団法人福岡県水源の森基金			
所管部署	農林水産部林業振興課			
所在地	福岡市中央区天神3丁目14番31号 天神リンクビル3階			
設立年月日	昭和54年10月1日			
出資（出えん）	出資総額	1,203,000千円	県出資額(率)	1,202,250千円(99.9%)
状況	他の出資者及び出資額	北九州市 375千円 福岡市 375千円		
職員数	役員9名（うち非常勤7名） 職員11名（うち非常勤0名）			
設立目的	森林の水源かん養機能の向上、県土の保全及び県民の緑化意識の高揚並びに林業の振興及び水資源の開発と確保に寄与する。			

#### イ. 事業内容

##### 【水源の森基金事業】

森林の持っている水源かん養機能の向上に必要な植栽、間伐等の森林整備を促進するために、一定の森林の整備を行う所有者に対し、整備費用の一部を助成します。

また、森林の大切さや森林整備の必要性等について、いろいろな普及啓発活動を行っている。

加えて、大学等の研究機関や行政機関など多くの関係者の協力を得て作成されたこれまでの研究報告を取りまとめ、総集編を作成した。

##### 【緑の募金】

当基金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、福岡県知事から「緑化推進委員会」の指定を受けて募金活動及び森林整備等の促進を行っている。

##### 【林業労働力対策事業】

森林整備に必要な林業就業者の高齢化や減少に対応するため、平成5年度に「森林の担い手対策基金」を設け、平成6年度から林業就業者の労働環境の改善に向けた各種事業を行っている。

また、林業の担い手の育成、新規就業者の確保など林業労働力確保対策事業を行っている。

##### 【水源地域振興事業】

将来の地域環境を担う青少年の自然環境への認識を深め、水源地域の保全に資することを目的とし、県内の小中学校で行われる水源地域を対象とした環境保全に関する授業、体験学習等に対し助成を行っている。

ウ. 県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託料	16,149	18,119	18,016
(うち随意契約)	16,149	18,119	18,016
補助金	18,095	47,648	47,967
交付金・負担金・出資金	-	-	-
県借入金残高	-	-	-
県の損失補償契約等に基づく債務残高	-	-	-
県職員人件費	-	-	-
(うち県支給分)			

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和4年度）

該当なし

③県の人的支援の状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		うち 県職員	うち 県 退職者	うち 県職員	うち 県 退職者	うち 県職員	うち 県 退職者
役 員	常勤	2	0	2	0	2	0
	非常勤	7	2	0	7	2	0
職 員	常勤	9	0	6	11	0	8
	非常勤	1	0	1	0	0	0

エ. 財務諸表の期間比較

①貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	97,066	98,924	52,574
固定資産	3,652,039	3,565,535	3,459,514
資産合計	3,749,105	3,664,459	3,512,088
流動負債	88,747	91,645	44,650
固定負債	0	825	1,127
負債合計	88,747	92,470	45,777
指定正味財産	3,643,557	3,556,227	3,449,859
一般正味財産	16,802	15,761	16,451
正味財産合計	3,660,359	3,571,988	3,466,310

## ②正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	287,726	280,321	304,572
経常費用	284,988	281,362	307,488
評価損益等	-	-	-
当期経常増減額	2,738	-1,041	-2,916
経常外収益	164	-	3,605
経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	164	0	3,605
当期一般正味財産増減額	2,902	-1,041	689

### オ. 事業の活動指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
「緑の雇用」現場技能者育成研修修了者数	人数		61	61	58
総合育成研修受講者数	人数		109	110	82
緑の募金による緑化活動支援事業の助成団体数	団体数		20	19	19
計画に掲げる森林造成整備に係る事業内容の着実な実施			実施	実施	実施

### カ. 事業の財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
運用利率	%		1.25	1.25	1.34
令和4年度の実績値の算式					
職場及び企業募資金額	千円		14,189	14,331	15,076
令和4年度の実績値の算式					
正味財産（自己資本）比率	%		97.5	97.5	98.7
令和4年度の実績値の算式					

### (2) 監査の結果及び意見

#### ア. 県の指導、監督、助言等について

団体への指導、監督、助言等について、各種資料閲覧及びヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

イ. 県の人的支援・財政支出等について

県からの退職者による人的支援について、ヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。財政支出についても、記載すべき事項はなかった。

ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料及び補助金につき、各種資料閲覧及び県や基金職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ. 公社等外郭団体におけるガバナンスについて

① 【指摘事項4】決裁手続きについて

業務プロセスについて取引の開始、承認、記録、処理、報告という流れが一般的であるが、決裁書を閲覧した結果、記録に関して、形式的な不備があった。

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県水源の森基金定款第59条の規定に基づき、理事長等の権限に属する事務の決裁に関して必要な事項を定め、もって事務処理の適正及び権限と責任の明確化を図ることを目的とする。

(出所：公益財団法人福岡県水源の森基金事務決裁規程)

決裁書における決裁過程の記録に関する主な記載事項は、起案日、決裁日、施行予定日、施行日、決裁者名、照合者名、施行者名である。

形式的な不備の主な内容は、以下のとおりである。

(a)	決裁書には、起案、決裁、施行予定、施行について日付記載することになっているが、日付の記載がない決裁書
(b)	照合者、施行者の記載（押印）がない決裁書
(c)	押印者不在のため、後閱予定のものについて、最終決裁後も、後閱されていない決裁書

不備のあった決裁書は、以下の5件である。

件名	公益財団法人福岡県水源の森基金 令和4年度第3回理事会の開催について
文書番号	4福水基121号
I	決裁日、施行日の記載無し
II	後閱予定者の押印無し

件名	令和4年度定時評議員会の運営について
文書番号	4福水基号
I	文書番号の記載なし

II	起案日、決裁日、施行日の記載無し
III	照合者、施行者の押印無し
IV	後閲予定者の押印無し

件名	公益財団法人福岡県水源の森基金 令和4年度第3回理事会の資料について
文書番号	4福水基133号
I	決裁日、施行日の記載無し

件名	評議員及び理事を選任する評議員会に係る御同意について
文書番号	4福水基164号
I	決裁日、施行日の記載無し
II	照合者、施行者の記載無し

件名	令和4年度第4回理事会議事録について
文書番号	4福水基165号
I	決裁日、施行日の記載無し
II	照合者、施行者の記載無し

日付の記載がないものは、適正に決裁手続きが実施されたかどうかの確認が取れないため、事後決裁や検討不十分の可能性もあり、また、責任の所在が曖昧になる。

今後は、事務処理の適正及び権限と責任の明確化をより一層図るため、決裁に関して、決裁過程の日付を確実に記載すべきである。

#### 才. 会計処理及び資産管理等について

##### ① 【意見35】固定資産の現物照合について

固定資産に関しては、本社と森林の扱い手対策事業で使用している固定資産については研修実施会場である農林業総合試験場資源活用研究センター（久留米市山本町）にて保管管理されている。

##### (固定資産の管理)

第54条 出納員は、固定資産の管理台帳を設け、固定資産の種類、名称、所在地、数量、取得価格、簿価等の必要事項を記録しなければならない。

2 出納員は、固定資産の保全状況及び異動状況等を常に把握し適正に管理しなければならない。

3 出納員は、毎事業年度1回以上固定資産の管理台帳と現物を照合確認し、固定資産に異動、滅失等があった場合には、出納命令者に報告し、その処置について

指示を仰がなければならない。

(出所：公益財団法人福岡県水源の森基金財務規程)

固定資産の管理台帳として、固定資産台帳は作成、記録されていたが、固定資産の実地棚卸の証跡が確認できなかった。

固定資産を購入した際や固定資産を売却又は除却した際に適時に固定資産台帳に反映させることも重要だが、期中に起きた固定資産の増減の固定資産台帳への反映漏れを発見し修正するために、固定資産の実地棚卸を定期的に実施すべきである。その際、農林業総合試験場資源活用研究センターにて保管管理している固定資産についても、本社同様に実地棚卸をすべきである。実施した記録として、固定資産の管理台帳と現物を照合した書類に、実地棚卸対象日（3月31日）、実施日、実施者、承認者を記載するのが望ましいと考える。

なお、令和4年度に計上されている固定資産に関しては、現地調査時点において、農林業総合試験場資源活用研究センターにて保管管理している固定資産を含め、全て実在していることを確認している。

また、実地棚卸実施時に、固定資産台帳と貸借対照表上の固定資産が一致していることも確認するのが望ましいと考える。

(固定資産の定義)

第52条 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資資産とする。

2 「有形固定資産」とは、次に掲げる種類の資産をいう。

(1) 非償却資産

土地

(2) 償却資産

建物、車両及び運搬具、器具及び機械等（耐用年数1年以上で取得価格100,000円以上のもの）、その他構築物

3 「無形固定資産」とは、特許権、借地権、営業権、電話加入権その他これに準ずるものをいう。

4 「投資資産」とは投資有価証券、定期預貯金、出資金その他これに準ずるものをいう。

(出所：公益財団法人福岡県水源の森基金財務規程)

② 【意見36】会計方針（棚卸資産の評価基準および評価方法）について

当法人の保有する棚卸資産は、緑の募金の資材として活用する貯蔵品であり、財務諸表の注記表の「(4) 棚卸資産の評価基準及び評価方法」箇所は、少なくとも平成23年度の財務諸表に対する注記から令和4年度まで、個別原価法を採用していることが記載されている。

個別法とは、取得原価の異なる棚卸資産を区別して記録し、その個々の実際原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法である。貯蔵品であるQUOカードの管理については、出納表（受け払い管理表）を作成し、受入枚数（購入枚数）と払出枚数、残（在庫枚数）を記載している。購入時に事業費消耗品費として処理し、期末時点の残（在庫枚数）に券面額500円を掛けた金額を消耗品費勘定から貯蔵品勘定に振替処理をしているため、注記表にある個別法による評価になつてはいない。また、QUOカードのような同質性が高い品目の評価方法に個別法は適していない。現在の在庫管理方法及び評価方法と整合しているのは、平均原価法であると思われる。

したがって、品目の性質と管理の実態に合った評価基準及び評価方法を採用するのが望ましいと考える。

(参考)

棚卸資産の評価方法

6-2. 棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して取得原価とし、次の評価方法の中から選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定するものとする。

(1) 個別法

取得原価の異なる棚卸資産を区別して記録し、その個々の実際原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法とされています。

個別法は、個別性が強い棚卸資産の評価に適した方法である。

(2) 先入先出法

最も古く取得されたものから順次払出しが行われ、期末棚卸資産は最も新しく取得されたものからなるとみなして期末棚卸資産の価額を算定する方法

(3) 平均原価法

取得した棚卸資産の平均原価を算出し、この平均原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法。なお、平均原価は、総平均法又は移動平均法によって算出する。

(4) 売価還元法

値入率等の類似性に基づく棚卸資産のグループごとの期末の売価合計額に、原価率を乗じて求めた金額を期末棚卸資産の価額とする方法

売価還元法は、取扱品種の極めて多い小売業等の業種における棚卸資産の評価に適用される。

6-3. 棚卸資産の評価方法は、事業の種類、棚卸資産の種類、その性質及びその使用方法等を考慮した区分ごとに選択し、継続して適用しなければならない。

(出所：企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」)

### ③ 【意見 37】貯蔵品の計上について

現在、図書カードおよびQUOカードのうち、期末時点で未使用のものについては、額面金額 500 円に在庫枚数を掛けた金額を消耗品費勘定から貯蔵品勘定に振替処理をしている。

QUOカードの購入に関しては、発注の都度、QUOカードの券面へのデザイン印刷代が発生しているが、当該印刷代については、事業費需用費として処理されており、期末枚数に対応する印刷代は貯蔵品勘定に振替処理がなされていなかつた。翌期以降の費用については、期間損益の正確性の観点から、貯蔵品に振り替えるのが望ましい。

令和 4 年度は、QUOカード 3,000 枚に対し、印刷代 379,400 円、QUOカード 4,000 枚に対し、印刷代 482,400 円が発生している。このうち、QUOカード 6,375 枚が期末在庫として貯蔵品勘定に振り替え処理されている。

棚卸資産の評価方法として、総平均法を前提とすると、印刷代のうち、  
 $(379,400 \text{ 円} + 482,400 \text{ 円}) \div (3,000 \text{ 枚} + 4,000 \text{ 枚}) \times 6,375 \text{ 枚} = 784,853 \text{ 円}$  を貯蔵品勘定に振り替えるのが望ましいと考える。

## 11. 福岡北九州高速道路公社

### (1) 外郭団体の概要

#### ア. 団体の概要

(令和4年4月1日時点)

団体名	福岡北九州高速道路公社			
所管部署	県土整備部道路建設課			
所在地	福岡市東区東浜2丁目7番53号			
設立年月日	昭和46年11月1日			
出資（出えん）	出資総額	224,732,600千円	県出資額(率)	112,366,300千円(50.0%)
状況	他の出資者及び出資額	福岡市 北九州市	83,618,500千円 28,747,800千円	
職員数	役員7名（うち非常勤2名） 職員178名（うち非常勤2名）			
設立目的	福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺の地域において、指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を行うことにより、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつて住民の福祉の増進と産業の発展に寄与する。			

#### イ. 事業内容

##### 【福岡高速道路事業】

福岡高速3号線の建設及び供用中の路線の維持、修繕、その他の管理を行っている。

##### 【北九州高速道路事業】

北九州高速道路の維持、修繕、その他の管理を行っている。

- ・通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持修繕、その他の管理及び災害復旧工事を行う。
- ・国、地方公共団体、西日本高速道路㈱又は他の道路公社の委託に基づき、指定都市高速道路の建設と工事施工上密接な関連のある他の道路の建設または管理を行う。
- ・有料の自動車駐車場の建設及び管理を行う。
- ・その他国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行う。
- ・指定都市高速道路の新設または改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫等の建設及び管理を行う。

#### ウ. 県の財政的・人的支援の状況

##### ①財政的支援

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託料	0	0	0
(うち随意契約)			

補助金	0	0	0
交付金・負担金・出資金	501,481	66,643	178,839
県借入金残高	31,103,761	28,161,706	25,950,769
県の損失補償契約等に基づく債務残高	203,491,681	191,089,608	179,435,339
県職員人件費	182,292	180,651	201,288
(うち県支給分)			
その他県からの支援等(貸付金)	1,134,000千円	119,000千円	152,600千円

②県有財産の無償(または減額)による貸付(または使用)について(令和4年度)  
該当なし

### ③県の人的支援の状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		うち 県職員	うち 県 退職者	うち 県職員	うち 県 退職者	うち 県職員	うち 県 退職者
役 員	常勤	5	0	2	5	0	2
	非常勤	2	0	0	2	0	0
職 員	常勤	171	20	2	168	20	2
	非常勤	2	0	0	2	0	0

## エ. 財務諸表の期間比較

### ①貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	14,714,896	13,028,967	12,826,938
固定資産	1,283,719,295	1,287,835,779	1,295,304,850
資産合計	1,298,434,190	1,300,864,746	1,308,131,788
流動負債	44,869,927	44,730,125	36,732,332
固定負債	1,027,809,282	1,030,247,125	1,045,164,828
負債合計	1,072,679,209	1,074,977,250	1,081,897,160
指定正味財産	224,630,600	224,732,600	225,056,600
一般正味財産	1,124,381	1,154,896	1,178,028
正味財産合計	225,754,981	225,887,496	226,234,628
※1 : 固定資産には、繰延資産も含まれている。			
※2 : 固定負債には、特別法上の引当金等も含まれている。			

## ②正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	51,688,369	56,004,410	59,867,148
経常費用	51,663,715	55,973,894	59,844,016
評価損益等	-	-	-
当期経常増減額	24,654	30,515	23,132
経常外収益	-	12,000,000	-
経常外費用	-	12,000,000	-
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	24,654	30,515	23,132

### オ. 事業の活動指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
交通量（福岡・北九州合計）	台/日	-	254,205	266,100	271,365
料金収入（福岡・北九州合計）	百万円/年	-	55,321	57,254	59,022
緊急措置段階発生件数	件数	-	0	0	0

### カ. 事業の財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
県財政支出額	千円	-	185,643	558,666	331,439
長期借入金残高	百万円	-	438,282	420,824	410,551
県債務（損失）補償額	百万円	-	191,090	184,346	179,435

### （2）監査の結果及び意見

#### ア. 県の指導、監督、助言等について

福岡北九州高速道路公社は、福岡県・福岡市・北九州市が設立団体となり、団体としては独立して運営が行われている法人である。

県から役員の派遣は無く、県OBの役員就任にとどまる。定期的に県の監査委員の監査を受けており、直近では、令和5年2月の報告書において、1点留意すべき事項があったが、経営評価シートにおける評価においても、高い評価を受けている。

県からの監査も適切に受けており、特に問題ないと判断する。

イ. 県の人的支援・財政支出等について

常勤職員として 20 名を超える県職員の派遣がなされている。財政的には、毎年の出資金の追加、貸付金の定期的な追加が行われている。

各所属に求められる能力を把握したうえで、人員配置を行うとともに、管理職が職員の業務目標について定期的に進捗管理を行い、人事評価することで職員の能力を適正に把握しており、償還は順調に進んでおり、特に記載する事項は無いと判断した。

ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料及び補助金につき、各種資料閲覧及び県や公社職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ. 公社等外郭団体におけるガバナンスについて

福岡北九州高速道路公社の理事長及び監事については、福岡県知事等が任命することとなっており、副理事長及び理事は、理事長が福岡県知事等の認可を受けて任命する。収益、負債等の基準が会計監査人設置基準を満たしていないことより、会計監査人は設置されていない。定款第 20 条により監事が監査を行っており、特に記載すべき事項はなかった。

オ. 会計処理及び資産管理等について

県土整備部道路建設課に対する質問及び関連資料の閲覧及び福岡北九州高速道路公社に対する質問及び関連資料の閲覧を行ったが、特に記載すべき事項はなかった。

## 12. (公財) 福岡県下水道管理センター

### (1) 外郭団体の概要

#### ア. 団体の概要

(令和4年4月1日時点)

団体名	公益財団法人福岡県下水道管理センター			
所管部署	建築都市部下水道課			
所在地	福岡市博多区那珂四丁目5番1号			
設立年月日	昭和63年3月25日			
出資(出えん)	出資総額	81,600千円	県出資額(率)	40,800千円(50.0%)
状況	他の出資者及び出資額	各流域関連市町合計	40,800千円	
職員数	役員41名(うち非常勤39名) 職員53名(うち非常勤0名) ※役員には、評議員9名、理事30名、監事2名を含む			
設立目的	流域下水道施設の維持管理の受託を行うとともに、広く県民に対し下水道に関する知識の普及・啓発を図り、また、下水道管理に関する調査研究を行い、もって広く県民の健康で快適な居住環境の創出及び公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。			

#### イ. 事業内容

##### 【流域下水道施設の維持管理受託事業】

流域下水道施設の維持及び保守に関する業務について、福岡県と委託契約を締結し、事業を実施している。福岡県の流域下水道の終末処理場7箇所、ポンプ場14箇所を業務の対象施設として、維持及び補修業務を行っている。

- ①流域下水道施設の維持管理(点検・修繕を含む。)
- ②流入下水・放流水及び汚泥の検査分析
- ③流域下水道維持管理年報の作成
- ④御笠川浄化センター屋上広場の維持管理
- ⑤その他

##### 【調査研究事業】

下水汚泥等の処理及び有効利用に関して調査研究を実施

- ①日本下水道協会等の各種研修会、講習会に参加、情報収集
- ②全国下水道公社連絡協議会に参加(共通課題の調査検討)

##### 【普及啓発事業】

下水道に関する知識の普及啓発を実施

- ①浄化センター施設の見学

小学生の社会科見学をはじめ、毎年2,000人以上の浄化センター見学の実績がある。

## ②下水道展の実施

「下水道の日」にあわせて、福岡県や関係市町と協力し、下水道の普及促進及び下水道に対する理解を目的とした「下水道展」を平成3年度から開催している。

下水道展では、実際に生活排水が浄化される仕組みを見学し、家庭から排出された水が川に戻される「水の循環のしくみ」を理解してもらうなど、下水道の普及促進を図っている。

## ③小学生作文コンクールの実施

下水道の大切さを広く理解し考えてもらうため、小学4年生を対象とした作文コンクールを、毎年実施している。

作文は、浄化センターを見学した際、又は出前講座を受講した際の感想や水の大切さをテーマとした内容となっている。

優秀な作品については、表彰を行うとともに、入賞作品集を作成し、参加小学校に配布するなど、下水道への理解が深まるよう取り組んでいる。

## ④下水道出前講座の実施

平成26年度より下水道管理センターの職員が小学校に直接出向いて下水道の学習の手伝いを行う「出前講座」を行っている。

## 【収益事業】

その他管理センターの目的を達成するために必要な事業を実施

## ウ. 県の財政的・人的支援の状況

### ①財政的支援

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託料	7,618,755	7,615,947	8,052,193
(うち随意契約)	7,618,755	7,615,947	8,052,193
補助金	0	0	0
交付金・負担金・出資金	0	0	0
県借入金残高	0	0	0
県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0
県職員人件費	324,123	314,947	321,247
(うち県支給分)	221,402	215,454	218,672

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和4年度）

財産種別	使用目的	使用面積(m <sup>2</sup> )	算定基準額(千円)	減免額(千円)	支払額(千円)	減免理由
普通財産						
行政財産	汚水処理事業等の公益目的事業への使用	各浄化センター（7か所）		100%減免		県事業である流域下水道事業を委託しているため。

③県の人的支援の状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		うち県職員	うち県退職者	うち県職員	うち県退職者	うち県職員	うち県退職者
役員	常勤	2	0	2	0	2	0
	非常勤	39	0	0	39	0	0
職員	常勤	53	36	9	53	36	9
	非常勤	0	0	0	0	0	0

エ. 財務諸表の期間比較

①貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	1,424,381	1,592,434	1,844,064
固定資産	92,863	92,862	92,986
資産合計	1,517,243	1,685,296	1,937,051
流動負債	1,414,031	1,580,998	1,832,367
固定負債	0	0	0
負債合計	1,414,031	1,580,998	1,832,367
指定正味財産	81,764	81,763	81,888
一般正味財産	21,448	22,535	22,796
正味財産合計	103,213	104,298	104,684

②正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	7,594,205	7,600,967	8,029,201
経常費用	7,593,073	7,599,881	8,028,940
評価損益等	-	-	-

当期経常増減額	1,132	1,086	261
経常外収益	－	－	－
経常外費用	－	－	－
当期経常外増減額	－	－	－
当期一般正味財産増減額	1,132	1,086	261

#### 才. 事業の活動指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
放流水質の推移	mg/L	5～15以下	1.6	5～15以下	2.1
施設見学者参加者数	人	6,700	48	800	550
出前講座実施回数	回	15	0		
御笠川処理単価	円/m³	41	44	46	47
宝満川処理単価	円/m³	97	93	97	100
多々良川処理単価	円/m³	78	77	80	83
遠賀川下流処理単価	円/m³	94	96	100	110
遠賀川中流処理単価	円/m³	223	230	212	226
矢部川処理単価	円/m³	127	122	120	127
福童処理単価	円/m³	100	103	106	107

#### 才. 事業の財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
正味財産比率	%	5.9	6.2	5.7	5.4
令和4年度の実績値の算式	正味財産／総資産×100				
収益事業収入	千円	1,200	1,273	1,260	1,291
令和4年度の実績値の算式					
人件費比率	%	2.5	2.7	2.6	2.6
令和4年度の実績値の算式	人件費／経常収益×100				

#### (2) 監査の結果及び意見

##### ア. 県の指導、監督、助言等について

モニタリングの実施も十分におこなわれており、委託費の精算報告も受けている。課題についても把握しており指導、監督、助言等について問題となる記載すべき事項はなかった。

イ. 県の人的支援・財政支出等について

役員のうち理事長は県庁OB、常務理事兼務事務局長は県派遣及び技術管理監は県庁OBが就任している。職員については県派遣職員と県庁OBの嘱託職員は職種に応じて配置されている。

県からの派遣職員及び退職者による人的支援について、ヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。財政支出についても、特に記載すべき事項はなかった。

ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料につき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ. 公社等外郭団体におけるガバナンスについて

団体のガバナンスにつき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

オ. 会計処理及び資産管理等について

① 【意見 38】決算書類の開示時期について

令和4年度の決算書類公開が令和5年9月8日に行われている。当財団は、6月下旬に評議員会の承認を得ているため、7月上旬から中旬までには開示することで素早い情報公開を行うことが望ましい。

実際に、監査対象とした他の団体の公表時期について、県に確認したところ、各機関で承認されてから、早い団体では数日、遅くとも1ヶ月以内には情報公開していた。そのため、当財団も同様に早期の情報公開を行うことが望ましいと考える。

② 【意見 39】満期保有目的の有価証券の注記表における時価表示について

財務諸表の注記において、満期保有有価証券の注記において、時価を記載すべき箇所に各債券の額面が記載されている。注記表においては、満期保有有価証券の時価を把握しその時価を表示するのが望ましいと考える。

### 13. 福岡県住宅供給公社

#### (1) 外郭団体の概要

##### ア. 団体の概要

(令和4年4月1日時点)

団体名	福岡県住宅供給公社				
所管部署	建築都市部住宅計画課				
所在地	福岡市中央区天神5丁目3番1号				
設立年月日	昭和40年12月1日				
出資（出えん）状況	出資総額	4,600千円	県出資額（率）		
	他の出資者及び出資額	北九州市：200千円、福岡市：200千円、久留米市：100千円、大牟田市：100千円、直方市：100千円、飯塚市：100千円			
職員数	役員3名（うち非常勤0名） 職員102名（うち非常勤0名）				
設立目的	住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。				

##### イ. 事業内容

###### 【公社賃貸住宅等管理事業】

- ・公社賃貸住宅及び関連施設の管理・募集等

###### 【公社賃貸住宅建設等事業】

- ・老朽化した公社賃貸住宅の建替え等

###### 【県営住宅管理事業】

- ・管理代行者としての福岡県営住宅の管理・募集等

##### ウ. 県の財政的・人的支援の状況

###### ①財政的支援

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	適用
委託料	3,148,509	3,211,909	3,260,712	県営住宅 管理代行
（うち随意契約）	3,148,509	3,211,909	3,260,712	
補助金	8,094	8,448	8,631	共済負担金
交付金・負担金・出資金	0	0	0	
県借入金残高	0	0	0	
県の損失補償契約等に基づく債務残高	0	0	0	
県職員人件費※	149,681	141,112	137,862	※法定福利費を除く
（うち役員分）	10,465	10,362	10,385	
（うち県支給分）	44,008	38,534	31,261	

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和4年度）  
該当なし

③県の人的支援の状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		うち 県職員	うち県 退職者	うち 県職員	うち県 退職者	うち 県職員	うち県 退職者
役 員	常勤	3	1	2	3	1	2
	非常勤	0	0	0	0	0	0
職 員	常勤	100	18	1	101	17	1
	非常勤	0	0	0	0	0	0

エ. 財務諸表の期間比較

①貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	3,925,646	6,079,224	4,855,580
固定資産	52,603,434	51,502,969	51,736,737
資産合計	56,529,080	57,582,193	56,592,317
流動負債	2,603,116	2,661,294	2,640,589
固定負債	32,193,121	32,613,181	30,780,282
負債合計	34,796,237	35,274,475	33,420,871
指定正味財産	4,600	4,600	4,600
一般正味財産	21,728,244	22,303,118	23,166,845
正味財産合計	21,732,844	22,307,718	23,171,445

②正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	7,659,382	7,807,982	7,792,245
経常費用	7,116,692	7,296,875	7,253,512
評価損益等	0	0	0
当期経常増減額	542,690	511,107	538,733
経常外収益	631,056	160,988	416,984
経常外費用	212,078	97,211	91,990
当期経常外増減額	418,978	63,767	324,994
当期一般正味財産増減額	961,668	574,874	863,727

オ. 事業の活動指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
公社賃貸住宅管理戸数	戸数	9,295	9,188	9,056	9,096
バリアフリー化率	バリアフリー戸数/総戸数(%)	24.5	25.0	25.5	25.4
公社住宅（クラシオンシリーズ等）空家率	空き戸数/総戸数（クラシオンシリーズ）(%)	4.6	3.8	3.76	4.11

カ. 事業の財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
自己資本比率	純資産/資産合計 (%)	36.2	38.7	40.8	40.9
令和4年度の実績値の算式	純資産(23,171,444,986) ÷ 資産合計(56,592,316,353) = 0.409445				
経常利益率	経常利益/事業収益(%)	4.4	6.6	6.8	6.9
令和4年度の実績値の算式	経常利益(538,733,042) / 事業収益(7,758,032,752) = 0.069442				
長期借入金残高	百万円	27,277	27,041	25,651	25,651
令和4年度の実績値の算式	長期借入金残高の実績				

（2）監査の結果及び意見

ア. 県の指導、監督、助言等について

団体への指導、監督、助言等について、各種資料閲覧およびヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。

イ. 県の人的支援・財政支出等について

職員数については、県との取り決めにおける定数は、令和4年4月1日現在、プロパー職員31名、県派遣職員18名、契約職員53名の合計102名である。プロパー職員の定数については、平成28年度に公社賃貸住宅の入居者移転業務の業務量増加に対応するため28名から30名に変更され、更に令和3年度に県営住宅の管理代行移行に伴う業務量増加の対応要員を県派遣職員からプロパー職員に振り替えたため31名に変更されている。県派遣職員の定数は、令和元年度に県営住宅の管理代行移行に伴う業務量の増加に対応するため18名から19名に変更され、令和3年度にこれをプロパー職員に振り替えたことにより18名に変更されている。

定数の変更については、指導要綱の第7条11項において、「職員数の変更」については所管部長と協議・報告をすることとされている。

人事評価については、プロパー職員と契約職員については、公社の人事評価マニュアルに基づき、県派遣職員については県の人事評価マニュアルに基づき実施されている。

令和5年4月1日現在において職員数105名のうちプロパー職員31名、県派遣職員17名、契約職員57名という状況で概ね定数に準じた職員の構成比率となっている。

県派遣職員17名については、全職員105名に対しての比率としては16.2%、契約社員を除いた職員48名に対しての比率としては35.4%となっている。

また、公社は、県営住宅の管理代行業務を請け負っており令和4年度の収益ベースにおいて全体収益77.5億円に対して管理代行業務収益が32.6億円と収益の42%の比率となっている。

プロパー職員の管理職登用もおこなわれており、人事評価についても特に記載すべき事項はないと考える。

#### ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料につき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

#### エ. 公社等外郭団体におけるガバナンスについて

##### ① 【意見40】監事監査の重要性について

福岡県住宅供給公社定款によれば、（役員の職務及び権限）第7条第4項において、「監事はこの地方公社の業務を監査する。」と規定されている。また、（財務諸表及び業務報告書）第27条第1項において、「この地方公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後すみやかに財務諸表を作成し、監事の監査を経て福岡県知事に提出する。」。第2項において、「この地方公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、建設省令で定める事項を記載した当該事業年度の業務報告書を添付し、並びに財務諸表及び業務報告書に関する監事の意見をつける。」と規定されている。

令和5年度福岡県住宅供給公社財務諸表及び業務報告書に関する意見として、令和5年6月29日に監事2名より、「財務諸表及び業務報告書について監査した結果、法令、定款及び諸規程に従い、損益及び財産の状況を正しく示しており、適正であることを認めます。」と意見が出されている。

一方、「令和4年度調査報告書」として令和5年6月7日に監査法人から財務諸表の調査結果が理事長あてに提出されている。この調査報告書は公社との「委嘱契約書」により主な調査実施事項として、①帳簿突合の実施、②開示の検討、③その他の相談対応をおこなったものである。

令和4年度末において、当公社は、資産総額565億9,200万円、負債総額334億2,000万円、事業収入775億8,000万円、事業利益5億5,000万円、経常利益5億3,800万円、当期純利益8億6,300万円の規模である。

地方住宅供給公社法においては、この規模の公社であっても法律上は会計監査人

の選任を規定しておらず、会計監査については監事が担当することになっている。

実際に、当公社は、監査法人との委嘱契約に基づき、期中に4日間、期末に3日間、3名の公認会計士による調査、指導、相談対応が行われており、ここに監事1名が同席しているが、調査報告書の位置づけが、監事監査の補助的な役割によるものか、監査に準じて行われているのかが明確ではない。

例えば、規模の大きな東京都住宅供給公社、神奈川県住宅供給公社、大阪府住宅供給公社及び愛知県住宅供給公社においては監査法人と監査契約を締結し、それぞれ「独立監査人の監査報告書」を入手しております。上記の4公社の監査契約は監査報告書に監査の根拠が記載されていないことより任意監査で監査契約をされていると推察される。

当公社においては、既に監査法人と委嘱契約を締結しており、継続的に調査が実施されているので、監事監査の補助業務としての契約か任意監査契約に変更して、委嘱契約の位置付けを明確にされることが望ましいと考える。

## ② 【意見 41】評議員会運営について

令和4年11月29日に開催された、令和4年度第一回評議員会議事録によれば、評議員14名に対して出席した評議員が6名、代理出席が2名、欠席した評議員が6名となっている。

評議員の代理出席は本来認められるものではなく、第20条第3項に示された評議員会開催の要件である評議員の過半数の出席は満たされていないと考える。

定款第18条（評議員の委嘱）に際して、「評議員は、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。」とあることから、個人的な能力や資質に着目して委嘱を受けたものであり、代理権行使は認められていないものと考える。よって代理出席者2名については評議員会の出席義務者ではないと考えられ評議員会の開催の要件を満たしていないかったことになると考える。

評議員会は理事長が招集することになっており、実際には事務局が綿密に日程の調整をおこない、評議員本人が過半数以上確実に出席できる日に評議員会を開催していると思われる。現地参加での調整がつかない場合には、評議員全員が議論に参加できる環境が整うのであればWebによるオンライン開催や、現地参加とWebでのハイブリッド開催により評議員会を開催すべきであると考える。

## ③ 【意見 42】評議員会における諮問事項と開催状況について

令和4年度は、前年（令和3年度）に公社を被監査主体とした福岡県包括外部監査が行われていたことから、令和4年11月29日にその結果について審議事項として評議員会が開催されている。

平成30年度、令和2年度、令和4年度と、2年に1回開催されているが、令和

元年度及び令和3年度には審議事項がなかったとのことで評議員会は開催されていない。令和5年度も現時点では評議員会は開催されていない。

評議員会は、地方住宅供給公社法等の法律で定められた機関ではなく、定款第17条において、第1項に、「この地方公社の適正な運営を図るため、評議員会を置く」とされ、同条第2項に「理事長がこの地方公社の運営上重要と認める事項について諮問に応じ、審議するものとする。」として設置された機関である。

ただ、諮問事項について明確に列挙されておらず、あくまでも「理事長がこの地方公社の運営上重要と認める事項」に限られている。よって令和3年度の包括外部監査の報告のみを運営上重要と認める事項として判断し、それ以外の事項については特に諮問事項と判断していないこと等によりここ数年、2年に1回の開催となっているものと思われる。

理事会の議決事項として第16条に列挙されている事項で少なくとも次の事項については、評議員会の諮問事項とすることにより、評議員会を有効に活用することが望ましいと考える。

- (1) 定款又は業務方法書の変更
- (2) 基本財産たる財産の変更
- (3) 毎年度の予定貸借対照表、予定損益計算書及び決算
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき福岡県知事に提出する事業計画、資金計画、財務諸表及び業務報告書

#### オ. 会計処理及び資産管理等について

建築都市部に対する質問及び関連資料の閲覧、福岡県住宅供給公社を訪問し、質問及び関連資料の閲覧を行ったが、特に記載すべき事項はなかった。

#### カ. 過年度（令和3年度）に実施された包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

令和3年度に実施された包括外部監査で指摘されていた指摘事項12項目（指摘事項2、3、4、5、6、7、11、12、13、14、15、16）の改善状況を確認した結果、改善状況に関して、特に記載すべき事項は見られなかった。

## 14. (公財) 福岡県教育文化奨学財団

### (1) 外郭団体の概要

#### ア. 団体の概要

(令和4年4月1日時点)

団体名	公益財団法人福岡県教育文化奨学財団						
所管部署	教育庁教育振興部社会教育課						
所在地	久留米市東櫛原町1713番地						
設立年月日	昭和47年5月11日						
出資(出えん)	出資総額	1,801,000千円	県出資額(率)	1,775,000千円(98.6%)			
状況	他の出資者及び出資額	久留米市:25,000千円 財団法人福岡県講和記念奨学会:1,000千円					
職員数	役員19名(うち非常勤17名) 職員58名(うち非常勤29名)						
設立目的	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難なものに対する奨学事業及び教育文化に関する普及振興事業等を行うことにより、知性豊かで創造性に満ち、社会に貢献しうる人材の育成及び教育文化の向上発展に寄与する。						

#### 【福岡県青少年科学館の概要について】

当財団が運営している福岡県青少年科学館は平成2年5月、水と緑のまち、久留米市において「地球」をテーマとして開館し、今年で34年目を迎える教育施設である。

##### ①設置の目的

県民への科学教育の普及・振興、特に青少年の科学への興味と関心を高め科学する心を培うことにより、科学技術に対する正しい理解と認識を深めるとともに、知性豊かな創造性に満ちた人材を育成することを目的とする。

##### ②基本的な機能

###### ・科学教育センターとしての機能

科学の原理や科学技術を実感する体験を通して科学知識の普及啓発を行うとともに、小・中学校及び高等学校等の教育活動の支援を行うなど科学教育の振興に寄与する。

###### ・科学情報センターとしての機能

最新の科学技術に関する情報を収集し、広く県民に提供するとともに、科学に関するレファレンスサービス(学習相談)を行うなど県民の生涯学習活動を支援する。

### ③具体的な活動

#### ・展示活動

ア 自然の事物・現象、科学の基本原理とその応用及び最新の科学技術に関する資料を、参加・体験型の実物、模型、実験等を用いて常設展示を行う。

イ 特定のテーマに即した特別展を行うとともに、調査研究に基づく独自の企画展、小・中学生や高校生の研究成果を紹介する作品展などを行う。

#### ・コスモシアター運営

ア 小・中学校理科の天文分野の理解を深めるために、学習指導要領に準拠した内容の学習番組の投映を行う。

イ 天文分野に関する知識・理解を深めるとともに、科学に関する興味・関心を高めるために、プラネタリウム番組及び全天周映画の投映（上映）を行う。

#### ・科学教育普及活動

ア 広く県民を対象に、科学に関する各種の講座やイベント、講演会等を実施するとともに、特に青少年に対して実験・観察、科学工作、天体観察等の学習の機会と場を提供する。

イ 学校や地域、県立社会教育施設等との連携を図り、指導者の資質向上のための指導者支援事業、当館職員が外に出向いて教室等を行うネットワーク推進事業、科学館ボランティアの活動の推進、職場体験やインターンシップ等の研修生の受け入れなどを行う。

#### ・調査研究・広報活動

ア 科学に関する資料の調査・収集を行うとともに、ホームページや定期刊行物による情報提供を行う。また、利用促進のための積極的な広報周知活動に努める。

イ ライブラリーにおいて、科学分野の図書を提供するとともに、科学に関するレンタルサービス等を行う。

### ④施設の概要

・設置場所 福岡県久留米市東櫛原町 1713 番地（中央公園内）

・敷地面積 10,311.47 m<sup>2</sup>（久留米市有地を無償借地）

・延床面積 8,039.61 m<sup>2</sup>

（鉄筋コンクリート構造、地下 1 階、地上 4 階[一部 5 階]）

・総工事費 4,573,036 千円

<施設設備等>

室 名	
地下1階	機械室
1階	館長室 副館長室 事務室 総合案内（ロビー） 特別展示室 常設展示場 郷土展示コーナー ライブラリー 売店 喫茶 救護室 更衣室 給湯室 委託関係室 保安室等
2階	理事長室 常設展示場 実験室 工作室 調査研究室 放電実驗室 多目的室
3階	常設展示場 集会室
4階	天体観測広場
5階	天体観測室（口径 20cm クーデ式屈折望遠鏡設置）

コスモシアター

- ・ドーム 直径 23m、傾斜角 30 度
- ・形 式 ハイブリッドプラネタリウム  
全天デジタル映像システム  
光学式プラネタリウム(投映恒星数 約 1,000 万個)
- ・座席数 246 席 + 車椅子用 2 席分

常設展示

- ・テーマ 「地球」  
科学の基本原理及び最新の科学技術に関するものを参加型手法を用いて展示（展示数 150 点）

<部門別面積>

区 分	主 な 室 等	面積 (m <sup>2</sup> )
管理部門	理事長室 館長室 事務室 機械室 委託室 廊下・階段等	3,466
交流部門	総合案内（ロビー） 喫茶 売店	550
展示部門	常設展示場 特別展示室 収蔵庫	2,691
教育活動部門	実験室 工作室 コスモシアター 天体観測室等	1,173
情報部門	ライブラリー 調査研究室	179
合 計		8,039



(出所：福岡県青少年科学館 令和5年度 要覧)

#### 【福岡県学生会館の概要について】

福岡県学生会館とは

当財団が運営している福岡県学生会館は、東京都またはその近郊の大学等に学ぶ本県出身学生の経済的負担を軽減し、修学の便を図るとともに、寮生活（共同生活）を通して社会性や協調性を醸成し、寮生同士が友情を育むことを通じて、有為な人材を育成することを目的として設立されたものです。

①所在地等

〒225-0014 神奈川県横浜市青葉区荏田西1丁目14-2

②建物の概要

（構造）鉄筋コンクリート5階建

（延床面積）3,988.4 m<sup>2</sup>

（定員）150名以内（英彦寮（男子）：100名、筑紫寮（女子）：50名

(出所：公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所 HP)

#### イ. 事業内容

##### 【教育文化事業】

県内の教育文化団体等が実施する県民の教育文化活動を促進するための事業に対し、経費の一部を助成する「教育文化助成事業」を実施している。併せて、財団が自主的に県民の教育文化活動を振興するために、教育文化団体等と共に共催で行う事業の経費の一部又は全部を負担し、当該団体等に執行させる「教育文化振興事業」を実施している。

##### 【科学教育事業】

福岡県が実施する指定管理者制度に基づき、久留米市中央公園内に設置された福岡県青少年科学館の管理・運営を行っている。

##### 【奨学事業】

奨学金等貸与事業及び福岡県学生会館の管理運営を行っている。

#### ウ. 県の財政的・人的支援の状況

##### ①財政的支援

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託料	204,011	214,824	208,711
(うち随意契約)	0	0	0
補助金	279,484	257,176	256,831
交付金・負担金・出資金	1,775,000	1,775,000	1,775,000
県借入金残高	32,778,064	31,016,761	29,125,697
県の損失補償契約等に基づく債務残高	492,973	422,548	352,123
県職員人件費	69,374	73,143	74,352
(うち県支給分)	69,374	73,143	74,352

##### ②県有財産の無償(または減額)による貸付(または使用)について(令和4年度)

財産種別	使用目的	使用面積(m <sup>2</sup> )	算定基準額(千円)	減免額(千円)	支払額(千円)	減免理由
普通財産						
行政財産	青少年科学館の管理運営	8,039.61	2,612,967	2,612,967	0	協定書で無償貸与を定めているため
行政財産	奨学金貸与事業及び学生会館運営事業	133	1,853	1,853	0	使用料減免基準に該当のため

③県の人的支援の状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		うち 県職員	うち県 退職者	うち 県職員	うち県 退職者	うち 県職員	うち県 退職者
役 員	常勤	1	0	1	1	0	1
	非常勤	17	2	1	17	1	2
職 員	常勤	29	12	1	29	13	1
	非常勤	30	0	1	29	0	1

工. 財務諸表の期間比較

①貸借対照表

(単位 : 千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	1,922,329	2,117,000	2,110,201
固定資産	34,630,638	32,296,687	30,172,248
資産合計	36,552,967	34,413,687	32,282,449
流動負債	122,049	114,663	107,310
固定負債	33,164,669	31,343,369	29,390,838
負債合計	33,286,718	31,458,032	29,498,148
指定正味財産	5,385,018	5,385,206	5,381,436
一般正味財産	-2,118,769	-2,429,552	-2,597,135
正味財産合計	3,266,249	2,955,654	2,784,301

②正味財産増減計算書

(単位 : 千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	595,489	596,059	596,023
経常費用	594,782	906,096	763,104
評価損益等調整前当期 経常増減額	707	-310,037	-167,081
評価損益等	-493	-746	-501
当期経常増減額	214	-310,783	-167,582
経常外収益	243,995	0	0
経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	243,995	0	0
当期一般正味財産増減額	244,209	-310,783	-167,582

オ. 事業の活動指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
学生会館入館率	在館者人数÷定員 (%)	96.0	86.7	88.0	73.3
入館者数	各月の合計 (人)	318,700	124,228	146,600	179,581
利用料金収入	各月の合計 (千円)	49,271	22,521	25,021	31,612
指導者支援事業等参加人数	事業参加者数の計 (人)	2,637	986	2,922	2,153

カ. 事業の財務指標

指標名	算式 (単位)	令和3年度		令和4年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値
長期借入金総額 (一年以内返済予定 長期借入金を含む)	一年以内返済 予定長期借入 金+長期借入金 (千円)	36,455,550	31,403,022	29,452,369	29,452,305
令和4年度の実績 値の算式	61,467+29,390,838=29,452,305 (千円)				
奨学金等返還回収率 (現年) (返還期限が当該年度中 にある返還義務額に対する 返還額の割合)	現年の返還回 収額÷現年の 返還義務額× 100 (%)	—	90.5	90.9	90.9
令和4年度の実績 値の算式	3,195,872千円÷3,517,593千円×100=90.9 (%)				
返還者率	返還収入者÷ 返還義務者 ×100 (%)	—	91.5	91.6	90.8
令和4年度の実績 値の算式	79,260÷87,245×100=90.8 (%)				
福岡県青少年科学 館利用者1人当たり 県費コスト	委託料÷入館 者数 (円)	598.9	1,729.3	1,423.7	1,162.2
令和4年度の実績 値の算式	208,710,628÷179,581=1,162.2 (円)				
人件費負担率	人件費÷経常 収益×100 (%)	33.2	31.7	31.5	33.8
令和4年度の実績 値の算式	(192,761,785+8,628,954) ÷596,022,834×100=33.8 (%)				
県財政支出率	県財政支出額 ÷経常収益 ×100 (%)	72.7	79.2	76.9	78.1
令和4年度の実績 値の算式	(256,831,250+208,710,628) ÷596,022,834×100=78.1 (%)				

## (2) 監査の結果及び意見

### ア. 県の指導、監督、助言等について

団体への指導、監督、助言等について、各種資料閲覧およびヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

### イ. 県の人的支援・財政支出等について

県からの派遣職員及び退職者による人的支援について、ヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。財政支出についても、特に記載すべき事項はなかった。

### ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料及び補助金につき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

### エ. 公社等外郭団体におけるガバナンスについて

#### ① 【意見 43】高等学校奨学金（在学募集）の広報について

高等学校奨学金の募集（概略）は、次の通りである。

	時期	経済的な資格
予約募集	中学校在学中	収入合計が生活保護基準の 1.5 倍以下
在学募集	高校入学から 5 月	収入合計が生活保護基準の 2.4 倍以下
緊急募集	高校入学後隨時	収入合計が生活保護基準の 2.4 倍以下

予約募集と在学募集には、経済的な資格に差異がある。それぞれの募集案内には、それぞれの経済的な資格条件が記載してあるが、両者が異なる旨の記載はない。そのため両者の選考基準の差異に気付かず、予約募集の選考に漏れたものは、在学募集で選考されることはないと考えるのではなかろうか。その結果、在学募集に応募しないことが考えられる。

したがって、このような誤解を生じさせぬよう、特に予約募集の案内には、予約募集で選考されなくとも在学募集では選考される可能性がある旨をわかりやすく広報するのが望ましいと考える。

#### ② 【指摘事項 5】会計監査人の登記について

会計監査人の変更手続きについて、評議員会における会計監査人の選解任の手続きを経て、登記の書き換えを行うべきところを、書き換え手続きが適切に行われていなかった。

登記は法人の存在を公的に証明するうえで重要なものであり、記載内容に変更が生じた場合、変更手続きに整合したものとすべきものである。

については、漏れなく適切に手続きが行われるよう、関係機関と調整を図りながら事務を遂行していただきたいと考える。

(登記の効力)

第二百九十九条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかつたときは、同様とする。

2 (略)

(一般財団法人の設立の登記)

第三百二条 一般財団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一・二 (略)

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一～六 (略)

七 会計監査人設置一般財団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名

称

八～十三 (略)

(変更の登記)

第三百三条 一般社団法人等において第三百一条第二項各号又は前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(出所：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律)

③ 【意見 44】会計監査人との監査契約について

会計監査人との監査契約にあたり、会計監査人との監査契約書を取り交わしていないなかつた。しかしながら、監査契約書は実務上取り交わすことが通例であり、かつ本件が財団の会計規則但し書きで示す契約の性質又は目的により契約書の作成が必要としない事項には該当しないため、監査契約書を取り交わすべきである。

(契約書の作成)

第 32 条 契約をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、設計書又は仕様書を要するものは、これを添付しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要としない事項についてはこの限りではない。

(1) ~ (12) (略)

(出所：公益財団法人福岡県教育文化奨学財団会計規則)

オ. 会計処理及び資産管理等について

① 【意見 45】勘定科目的相違について

会計監査人への監査報酬について、当財団は、役員報酬として処理している。しかしながら、会計監査人は役員ではない。よって、諸謝金など管理費の適切な科目を使用するのが望ましいと考える。

② 【意見 46】改正後の公益法人会計基準を適用していないことについて

現状では、令和2年5月15日に改正された「公益法人会計基準」が最新のものとなり、当会計基準を適用する必要がある。しかし、財団は、改正前の会計基準を適用しており、次のような適合しない箇所が生じている。

(i) 財務諸表の名称について

正味財産増減計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書を、正味財産増減計算書総括表、貸借対照表総括表、キャッシュ・フロー計算書総括表と表記している。平成16年改正基準においては、様式5-1 貸借対照表総括表、様式5-2 正味財産増減計算書総括表の記載があるが、これらの総括表は現在の「公益法人会計基準」の運用指針の（様式1-3）貸借対照表内訳表、（様式2-3）正味財産増減計算書内訳表に近いものである。

財務諸表の名称は、基準に従い適切な名称を使用するのが望ましいと考える。

(ii) 継続組織の前提に関する注記について

公益法人会計基準上、「継続組織の前提に関する注記」の記載が要求されている。しかしながら、当財団の注記は、「継続事業の前提に関する注記」と表記されている。この誤りが生じた原因は、公益法人会計基準が令和2年5月15日に「継続事業の前提に関する注記」から「継続組織の前提に関する注記」に改正された情報を得ることができなかったためであると推量される。毎年度会計基準の改正の有無を確認し、最新の基準を遵守して財務諸表等を作成するのが望ましいと考える。

(iii) 重要な会計方針の注記について

当財団は、重要な会計方針の中で、「平成23年度から『公益法人会計基準』（平成20年4月11日、改正平成21年10月16日内閣府公益認定等委員会）を採用している。」としている。しかしながら、上記のように、公益法人会計基準は令和2年5月15日に改正されている。したがって、改正後の公益法人会計基準を採用するのが望ましいと考える。

③ 【意見 47】共通に発生している経費等の配布について

事業費、管理費で共通に発生している事項に関しては、本来、各々の使用等によ

る発生状況を適切に把握し、事実に従った配賦計算が必要となる。

( i ) 減価償却費の配賦について

科学館所在固定資産の管理資料を閲覧したところ、館長室エアコン、副館長室エアコン等の固定資産管理を行っている。福岡県青少年科学館館長は当財団の専務理事であり、副館長は当財団の事務局長であるため、減価償却費は事業費のみではなく、管理費としても計上することが望ましいと考える。現在は、金額的重要性が乏しいことから管理費としての計上は行っていないとのことである。そこで今後重要性が増した場合、法人会計として計上すべき減価償却費は、管理費として計上するのが望ましいと考える。

( ii ) 事業費と管理費の配賦処理について

上述の減価償却のほか、光熱水費、備品購入費についても事業費のみにて計上し、管理費としての計上は行っていない。光熱水費については、科学館にて財团事務を行っていることから管理費としても計上することが望ましい。また、備品購入費についても管理費として計上すべきものがあると考えられる。現在は、金額的重要性が乏しいことを不計上の理由としているが、今後重要性が増した場合、現状の計上方法でよいのかにつき、再度検討することが望ましいと考える。

④ 【指摘事項 6】本部における小口現金出納帳の記載について

本部における小口現金の増減については、毎日、手書きで小口現金出納帳の記入を行っている。しかしながら、事業年度末に一度、小口現金を普通預金に預け入れる支出についての記載は行われていない。

そのため、小口現金出納帳には、当該入金取引が計上されておらず、小口現金の手許残高と帳簿残高の照合も行われていないことになる。

小口現金出納帳には、生じる取引について、漏れなく記載し、手元有高と残高を照合する必要がある。

(小口現金の記帳及び照合)

第7条 出納責任者は、小口現金の受払を小口現金出納帳に記帳し、日々の小口現金出納業務終了後、小口現金の手元有高と帳簿残高との照合をしなければならない。

(出所：公益財団法人福岡県教育文化奨学財団小口現金取扱要領)

⑤ 【意見 48】福岡支所における固定資産管理について

福岡支所でも台帳を備え、その保全状況及び異動について記載している。しかしながら、固定資産の番号管理及び台帳と現物との照合は行っていない。

台帳の正確性を担保するため、定期的に「固定資産台帳」と現物との照合を行うことが望ましいと考える。

(固定資産の管理)

第 37 条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び異動について記載し、異動、毀損又は消失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。

(出所：公益財団法人福岡県教育文化奨学財団会計規則)

⑥ 【意見 49】本部における固定資産管理資料について

本部における固定資産管理は、エクセルで行っている。科学館の管理業務の執行に供する施設、設備及び備品は福岡県より貸与されるため、科学館所在の財団所有固定資産の数はそれほど多くはない。そのため現状は管理が容易であるものの、将来的には番号管理を行うことが望ましいと考える。

また同様の理由から、什器備品とリース資産の科目を明示することなく同一の表で管理している。こちらについては貸借対照表との一致確認作業の効率化のため、科目を明示し、科目ごとの小計表示を行うことが望ましいと考える。

⑦ 【意見 50】本部における貯蔵品の現物確認について

本部では、収入印紙は「収入印紙管理簿」で、切手は「郵便切手等出納整理簿」で増減管理を行い、増減ごとの事務局長の承認を得ている。また、管理簿(整理簿)と現物との確認を適宜行っていると伺っているが、管理簿上その記載がなく、承認もない。

管理簿には実施作業をわかりやすく記載し、承認を得る必要があるので、管理簿の残高の箇所に承認印、承認日等を記載するのが望ましいと考える。